

第7日目（6月17日）

○議 長（阿部久夫君） おはようございます。傍聴者の皆さま方におかれましては、早朝より大変ご苦労さまでございます。心より感謝申し上げます。

○議 長 延会前に引き続き、本会議を再開いたします。ただいまの出席議員数は26名であります。これから本日の会議を開きます。

なお、副市長から公務のため午後1時から1時間ぐらい中退、病院事業管理者から公務のため欠席、会計管理者から公務のため午後欠席の届出が出ておりますのでこれを許します。

〔午前9時30分〕

○議 長 ここで福祉保健部長から発言を求められておりますのでこれを許します。福祉保健部長。

○福祉保健部長 既に報道等でご存じの方もおられるかと思いますが、子宮頸がん予防ワクチンの積極的接種勧奨の取り扱いについて、現在の市の状況を説明させていただきます。

子宮頸がんワクチンにつきましては、平成22年度からヒブ・小児肺炎球菌予防ワクチンとともに、国のワクチン接種緊急促進事業により、全額公費負担で接種勧奨をし、本年4月1日から予防接種法の規定による予防接種として、一般財源により引き続き全額公費負担で実施してきたところでございます。

このたび、厚生労働省のほうから去る6月14日開催の平成25年度第2回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会副反応検討部会等におきまして、ワクチンとの因果関係を否定できない、持続的な疼痛が子宮頸がん予防ワクチン接種後に特異的に見られたことから、同反応の発生頻度等がより明らかになり、市民に適切な情報ができるまでの間、定期接種を積極的に勧奨すべきではないとの通達が県を通じてなされました。これを受けまして、当市では国から明らかな指示があるまで、当分の間、同ワクチンの積極的な接種勧奨を控えることといたしました。

なお、引き続き定期接種に位置づけられていることから、個人の希望による接種を制限するものではございません。このことにつきましては、6月14日に関係医療機関には情報提供とともに積極的な勧奨を控える旨の通知をしたところでございます。

平成22年度の接種開始から今日に至るまで、当市におきましては子宮頸がんワクチン接種による特筆すべき副反応の報告はございませんが、引き続き情報収集に努め、接種対象者に適切に案内を行うとともに、市報・ホームページ等を通じまして、周知を図りながら安全管理に努めてまいります。以上です。

○議 長 本日の日程は一般質問といたします。なお、質問回数は一括質問・一括答弁方式は3回まで、一問一答方式は制限なしとし、質問時間制限はいずれの方式も1人30分以内といたします。1回目の質問に限り登壇して行っていただきます。また、質問内容を制限するものではありませんが、極力皆さん方から簡潔明瞭に質問していただきたく、ご協力のほどお願いいたします。

あわせて、市長等からの答弁につきましても、簡潔明瞭に答弁いただきますようお願いいたします。また、会議規則第62条第4項に基づき、市長が質問者に質問の趣旨を確認する質問を

する場合は、当該発言の前に「質問します」と挙手をし、議長に発言を求め、許可を受けてから行ってください。市長の質問回数に制限はありませんが、議員の市長質問に対する答弁は議員の質問時間に含めないこととします。よろしく願いいたします。

それでは順番に発言を許します。質問順位 1 番、議席番号 23 番・岩野 松君。

○岩野 松君 おはようございます。傍聴者の皆さん、朝からご苦労さまです。市議会議員になって一番先に質問するのは初めてであります。町議会議員のときは 2 度ほど当たりまして、くじ運がよかったなという思いがしましたが、さい先がいいのかなという思いでさせていただきますが、よろしく願いします。

1 原発再稼働に安全は求められるのか

1 番目の質問がまた原発の話ですが、再稼働に安全が求められるのかどうかということであります。1 番目に安全を担保できる確証はあるか。スリーマイル島やチェルノブイリ、そして今回の福島原発事故で世界の趨勢は、原発に頼らない自然エネルギーの方向にかじが取られようとしております。しかし、日本の安倍総理は最近ではフランスなどと手を組み、協力し、原発を輸出し、経済を活性化したい。そしてあろうことか、その最終処分燃料の処分を日本が引き受けてもいいということまで言っております。

市長はこの前の私の質問でも、安全性が確保できれば再稼働やむなしという見解だったと思っておりますが、再度伺います。今の原発でどんなときにも安全が保障される根拠があるのかどうかということであります。私はないと思っております。ことしの 4 月 20 日に京都大学原子炉実験所の小出裕章氏の講演を行いました。市からもご協力をいただき本当にありがとうございました。1,000 人近い人たちが聞きに来られました。その臨時保育所には市民会館の方が初めてだとおっしゃっていたが、35 人もの赤ちゃんであふれました。家中で聞きたいから預けますなど、若い方たちも多く足を運んでくれました。

先生のお話によりますと、放射線量、すなわち放射能は放出されるとそれを消すことができない。よく「除染する」という言葉がありますが、それは別の場所に移動させるだけで消滅にはならないのだそうです。今回の福島事故は、広島に落とされた原爆の 168 発分の放射能が大気中に放出されたと言われていました。昔の話ですけれども、私も小学校の二、三年のころだったと思うのですが、広島原爆投下の絵を描いた丸木位里さん、俊さん夫妻の「原爆の図」を見ました。その衝撃は本当にすごく、いまだに脳裏に焼きついています。そのとき、戦争はしてはならないという思いを強くしました。

その原爆と原発が表裏であり、原子力の平和利用に夢を抱きその道に入った小出先生は、結局原子力の災害や放射能汚染などの問題は、その利用に伴うリスクがますます高くなり安全性はないということで、そういうことを言うためにもこういう講演活動をしているというお話でした。話を聞いていて、ますます原発に安全性がないことが先生の講演でもはっきりしました。自民党は何としても再稼働に踏み切りたい思いらしいですが、市長の見解をお聞きいたします。

2 番目です。原子力災害対策は屋内退避で安全と言えるのかというふうに書きました。柏崎刈羽原発から 50 キロ圏にある我が市。全てではありませんけれども大体 50 キロ圏ですが、そ

の防災計画に原子力災害編をつくり、災害に対しての準備や心得を作成することは、大事なことであり大変いいことだと思っております。福島事故の前なら、積極的でこれがいいと思いますが、福島原発事故からのことでは、私も少しうっとうしい思いがあります。福島原発事故の放射線汚染地図というものを群馬大学の先生がつくりましたが、その起点を柏崎刈羽に移動させるとこの南魚沼市も汚染地図にすっぽり入ってしまいます。そして、福島でも同じ50キロ圏の飯館村では、風の向きで全村住民避難地域になり、2年以上たった今も村に戻れず、「いいたてまでいな復興計画」というものをことしの4月に第3版まで出して、それぞれ広域に分散している村民への励ましやアンケートをとり対応しています。本当に大変な状況であります。

しかし、もし柏崎刈羽原発で事故が起き、大変な事故になった場合のこの南魚沼市は、逃げるとしたらトンネルを抜ける以外にないのではないかと皆さん話しています。飯館並みの濃度なら、逃げる手立てがないのではないのでしょうか。その上、地震、活断層の心配もあり「再稼働を許さず」これが一番の安全対策と考えますがいかがでしょうか。まず、それを言うべきではなかったかと思いますが、いかがでしょうか。

3問目です。そして自治体の長として脱原発の考え、これは非常に私は重要と考えますが、いかがでしょうか。「脱原発を目指す首長会議」という組織があります。現在36名組織されているそうですが、元職も含んでだそうです。その方々、そして国会議員なども顧問格で参加されています。そこに名は連ねていないけれども会だけに参加の方もおられるようですが、市長もそういう立場に立たれてはいかがでしょうかということです。

日本の大半の人たちはあの3.11までは、原子力エネルギーは安全で安心でそして安く使える電力と考えていた人が大半でした。しかし、ひとたび事故が起きて放射能が地球にまき散らされればどうしようもなく始末に負えない、收拾がつかない厄介者であることを、かつて日本人は広島、長崎で試され済みならずでしたが、当然のように利用してきました。

世界の意識ある人たちや国は、チェルノブイリ事故でその恐ろしさを知り、自然エネルギーや再稼働、再生可能エネルギーに方向転換しつつあり、化石燃料にも頼らずにエネルギー政策を実行している国もあります。しかし、我が国は1990年代では太陽光発電は先進国でした。この20年間すっかり後退し、政府、電力会社の原発神話依存に国民もならされ、安くて安心で安全な原発利用を謳歌してきました。市長、原発神話は崩れたと私は思います。事故の収束も見えず、被害にあった国民の思い、悩み、そして何よりも健康への不安は言いようがありません。もう原発はいらない、再稼働すべきではないという立場に立つべきではないのでしょうか。自治体の長がそういう立場に立つことは市民にとっては本当に心強く、安心して暮らせる保障になります。いかがでしょうか。

2 義務教育における部活動の保護者負担への考えは

2点目に入ります。義務教育における部活動の保護者負担への考えをたずねます。「義務教育の無償」これは貫かれているのか。「すべての国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する。」第二項で、「その保護する子女に普通教育を受けさせる義務を負う。義務教育は、これを無償とする。」とうたわれています。義務教育の義務

は保護者への義務と同時に、国は無償による義務教育を受ける機会提供を憲法上義務づけられているわけであります。しかし、現在保護者は、子どもを学校に通わせるのに無償では済まない現状であります。基本的には無償は貫かれていると私も思っていますが、細かい部分では無償であると言えないような保護者負担があります。また、それに対する自治体や学校によっても対応がいろいろあるようです。憲法できちんとうたわれている割には、まちまちであるその部活動について、私はただしたいと思っています。

オリンピックの選手がこの地から生まれる、非常にうれしいです。そしてハッピーな出来事です。それに関連するのかもしれませんが。中学生のスポーツ大会で全中に行ける。今はスポーツ大会はほとんど全国大会まであります。昭和24年度に、この市からも全中に行かれた方が数名おられました。予選から勝ち抜いて全国大会まで進むことは、本人の努力はさきにあらず、それを支える家族の協力ははかりしれません。教育上、そして国益上とも言いましたが含めて、全国大会まで国や文科省が行ない、しかも義務教育上の課程の中で行うのだから、参加する生徒や保護者負担があるのはいかながなものかと思いますが、どうでしょうか。

しかも、私の調査では、湯沢町は1人5万円を限度に大会参加補助金、十日町市は5,000円から1万円の激励補助金、魚沼市は参加費、旅費、宿泊費まで市が補助金交付金で補助しています。津南町は魚沼市並みとあわせて、引率者の費用まで町費で賄われたそうです。魚沼市と津南町以外は学校負担などで個人負担を少なくしているところもありますが、あとは全て個人負担になっています。自治体、学校によってまちまちなのはおかしくないでしょうか。義務教育上の全国大会の有無もありますが、現在はほとんどその大会は行われています。ましてや体育系の部活の費用は、個人負担が本当に少なくはなく、保護者負担はますます大変になっています。当市では棚村さんの基金で賄っている、それだけのようであります。魚沼市のように、義務教育なのでせめて不足分は税金で補助金を出したらどうでしょうか。また、自治体によって対応がまちまちなのはおかしい、そこの考えもお聞きいたします。以上で登壇での質問を終わります。

○議 長 岩野松君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 おはようございます。6月定例議会、私の記憶する限りでは市になって最多の質問者であります24名。質問しないのは議長と議長経験者ということだけでありまして、議長から冒頭おっしゃっていただきました簡潔明瞭にということをご心がけますが、細かに、いわく因縁故事来歴も含めてご説明申し上げないとわからないという部分もございますので、若干長くなることがあっても、ひとつご容赦をお願い申し上げたいと思っております。傍聴の皆さま方、大変ご苦勞さまで。それでは岩野議員のご質問にお答え申し上げます。

1 原発再稼働に安全は求められるのか

まず、原発再稼働ということではありますが、安全を担保できる確証はあるか、ありません。これは例えがちょっとおかしいかもしれませんが、航空機であっても、新幹線であっても、車であっても、今、我々が文明の利器的なものを利用している部分について100%安全ですというものは確かほとんど存在しません。ですので、安全を担保できる確証というのは、私は

当然ありませんし、国もないと思います。その中で原子力発電所の安全規則につきましては、議員もご承知かと思えますけれども、国が原子力規制委員会で7月18日までに新規基準を公布・施行ということになっております。その概要でありますけれども、シビアアクシデント、炉心の著しい損傷その他の重大事故の対策の義務づけ。確かこれはフィルターつきベントの設置ということが、その対策になっているものだと思っております。

それから、地震・津波の評価方法の厳格化、特に津波対策を大幅に強化ということでありまして、これは津波の防護壁の設置等が考えられる。全交流電源喪失に備えた代替電源設備の配備ということでありまして、これは想定される対策としますと、電源車の高台への設置、津波の来ない部分へということが考えられるということでありまして。

それから、緊急時制御室等の設置、これは航空機が不慮の事故等でいわゆる原発に衝突をすることも想定をしているということですが、こういう内容の中で7月18日にその対策も含めてこれを公表する、公布・施行するということになっているようであります。

今までもお答え申し上げてきましたけれども、我々がそのときそのときの感情や意見の中で、これは安全だ、いや安全でないということは、私は専門知識がございませんので申し上げることができません。確認もできないということでありまして。

その上で、我々は原発の所在県として、仮に東京電力の安全対策に問題があるという場合には、県、そして設置市町村の柏崎市、刈羽村が東京電力と安全確保に関する協定を締結しておりまして、そして我々を含め全市町村が東京電力とこの協定を結ばせていただいたわけでありまして。そういうことですので、東京電力に対して適切な対応を求めて確認するということが必要だというふうに考えております。

先ほど触れましたように、私の知り得るいわゆる知識やそういうことの中で、原発が安全か、あるいは安全を担保できるかということについては、とてもお答えできる能力もございませんので、これはやはり専門的な部分の中で検討していただいております国の原子力規制委員会の基準が交付されるそれ以降になろうかと思っております。それが例えば発表されたとしても、しからばそれが100%安全か否かということは、私にはお答えができませんので、よろしくお願い申し上げます。

2番目の原子力災害対策編の中で屋内退避で安全と言えるか。よくこの原子力対策編をお読みいただきたいと思っております。柏崎刈羽原発で事故があった場合に我々が想定しておりますのは、まず一番最初に市内全域を屋内退避計画区域といたしまして、プルーム通過時の被爆を避けるための防護措置、これが屋内退避であります。

さらに原発の事故の規模、あるいはプルーム通過、風等によって我々の地域に相当量の例えば放射性物質が流されてくるというような部分が想定をされる場合は、広域避難ということになってまいります。これについても県の30市町村の中で広域避難が必要になったときは、ではどこの市町村にどういうふうに受入体制があるか、あるいは避難をすべきか、こういうことはきちんと検討しております。

今の一般的な状況の中で我々の地域は、広域避難が出たときの皆さま方を受け入れる地域に

なっております。受け入れる地域です。そして、県あるいは東京電力等もありますけれども、この情報収集・連絡体制の整備と住民等への的確な情報伝達というのが一番になるわけであり、避難回避の情報、あるいは災害対応の局面、場所、これに応じた情報をとにかくわかりやすく発信するというのでありまして、情報伝達体制の整備、そして設備の整備を進めていくということでもあります。

ですので、屋内退避だけで済ましているということではありません。その後の状況によって追加の防護措置をして、当然ですけれども避難を行う。風向きやいろいろの状況の中で全てが県外に避難するということではありません。県内の中でも、ではここが大丈夫だろうという部分が出ればそちらへ避難する。そういう体制を全県下で確認をしあって組んでいるというところでございますので、よろしくお願いいたします。

それから脱原発の考え、これはもう何度も申し上げておりますように、脱原発は私もその方向がいいと、そういうことだろうと思っております。当然推進していくべきだと、これはもう何度も申し上げておるところであります。ただですね、今こういう状況の中で全てすぐに原発をやめろということが本当にいいのか否かという問題があります、ということはずっと申し上げてまいりました。1つは地球規模でいわゆる化石燃料をどんどんと燃やさなければ、原発分の電気を今の状況の中では起こすことができないわけでありまして、20年もたてばわかりません。

そうしますと、いつも申し上げております、日本がこの発電対応で輸入している部分というのは3兆円であります。これは国益がそっくり失われているということでもあります。その上に二酸化炭素がどんどんと排出をされている。まさに地球規模の地球破壊の一翼を担っているということでもあります。それでいいのかと言われますと、いやそれでいいとはなかなか言えない。

さらに、いつも申し上げておりますけれども、新潟で申し上げますと、柏崎、刈羽、この地域の皆さん方が、よしあしは別にして今までこの原発ということをもう生活の一部としてずっと市を運営し、村を運営してきたわけです。ここで一気に、ではそれがなくなると言ったときに、柏崎の市民の皆さんや刈羽の村民の皆さんがどういうことになるか。これはもうおわかりだと思います。今でももうそうなっているのです、なり始めている。産業が衰退をして、失業者が増えて、市の税収は落ちて……。こういうことを全く加味しないで、ただ単に原発をやめろというのは、私は申し上げるべきことではない。他の市町村が特に、この南魚沼地域でも脱原発だ、再稼働は絶対反対だという首長さんはいます。いますけれども、私はそういう立場にすぐ組みすることはできないということを申し上げてまいりました。

脱原発の方向が正しいということは、私はいつも申し上げているわけでありまして、それには時間がかかるのです、時間が。そういうことを十分加味をしながらやっていこうというのが私のスタンスであります。そういうことも含めて、ことしから私たちの市もようやく一定の発電量が確保できるというめどがたちましたので、太陽光エネルギー、太陽光発電システムに対して補助金を交付しようと。非常に多くの市民の皆さんからご協力いただいて、前にも申し上げましたが、1回目の補助金額は全てもう満杯でありまして、先般皆さんから補正分を追加していただいたわけでありまして。これはもう設置希望者があればどんどん増やしていきますよ。

そういう努力を重ねながら、電力的にもそして自然環境的にも問題のない、そういうエネルギーがきちんと確保できるのであれば、もう今すぐやめてもらっても結構だと思います。ただ、そういう状況では今ないということをいつも申し上げているわけでありますので、ご理解をいただきたいと思います。

2 義務教育における部活動の保護者負担への考えは

2番目の義務教育の部分。これは教育長に答弁をさせますが、1つだけ申し上げておきます。この義務教育の無償化という部分を、やや範囲を広げすぎているのではないかと思います。昭和39年2月26日、最高裁の判決でありますけれども、「国が義務教育を提供するにつき有償としない（中略）同条項の無償とは授業料不徴収の意味と解するのが相当」です。授業料は全部国がみます。それゆえに、憲法上の義務教育は無償とすると、この規定は授業料のほかに教科書、学用品、その他教育に必要な一切の費用まで無償としなければならないことを定めたものではないというふうに最高裁の判決が出ております。このことだけを申し上げて内容については教育長に答弁させますので、よろしくお願い申し上げます。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 義務教育における部活動の保護者負担への考えは

それでは、岩野議員の一般質問についてお答えします。原則的な義務教育の無償化の部分については、先ほど市長が答弁したとおりでございます。そのほかに教科書の無償支給についてということで、「義務教育諸学校の教科用図書の無償設置に関する法律」が定められておりまして、教科書についても無償ということは実施されておるところでございます。さらに教育基本法第4条の3で「国及び地方公共団体は、能力があるのにもかかわらず、経済的理由によって修学が困難な者に対して、奨学の措置を講じなければならない。」というこの規定によりまして、就学援助制度をつくりまして、当市でも学用品費、給食費、修学旅行費等の学校経費の援助を行っているところでございます。以上によりまして、南魚沼市においては公的に規定されている義務教育は無償という部分については貫かれていると思っております。

さらに南魚沼市においては、合併時の調整で今全国でスクールバスの保護者負担があるところがありますが、合併時より南魚沼市としてはスクールバスの保護者負担金は徴収しておりません。義務教育の無償については以上のような説明です。

続きまして、部活動負担、全中大会などの出場の保護者負担をどのように考えているかの部分についてお答えします。部活動は教育の中で果たす役割は大きいわけですが、文化部、運動部ともに活動を推奨し、支援を当然ながら行っております。現在学校における部活動は、教育課程外の任意の課外活動の位置づけになっております。したがって、学校では加入の強制はしておりません。部活動なしで帰宅する生徒もおります。

また、勤務時間外、5時から6時等、休日も含めて、指導する教員は教育課程外のボランティア的な扱いになっております。そのために部活動に係る施設等は市で設置し負担しておりますが、個人持ちのシューズやラケット、遠征費等は基本的に家庭負担という考え方になっております。並びにこの部分は国が出すべきというような法律的にうたっているところはどこにも

ありませんので、原則については今のものが原則論でございます。ただし、南魚沼市としては足りない部分については、以下述べる部分について補助なりをしております。

中学校の部活動に対する保護者負担の軽減をするために、大会出場へのスクールバスの活用や、大会以外でも部活動の支援のために部活動支援バスを運行しています。基金を活用し、大会へ出場する生徒を対象に学校への補助金の交付、生徒への推奨金の支給等により保護者負担の軽減を図っております。先ほどご指摘のように、他自治体との違いは若干ずつありましようけれども、南魚沼市でも実施しているということでございます。

それではちょっと丁寧にご説明しますが、南魚沼市国際交流及び文化スポーツ基金事業において、中越大会以上の大会に出場する場合、交通費・参加費・宿泊費を対象として2分の1に對して補助を行っております。

続きまして、市民の文化・スポーツ奨励棚村基金を活用しまして、全国中学体育大会以上に出た場合は個人1万円ということで推奨しております。

その他、この部分が他市とは違って手厚い部分だと思っておりますが、部活支援バスを運行しております。市の業務に支障のない範囲で車両班が使用を認めた車両ということで、最大は4台、大和車両では2台、六日町車両では1台、塩沢車両では1台、土・日曜日及び祝日で県内または片道100キロ以内の部分で支給しております。これは保険がきくということ为原则に対応しておりますから、あるときは市の運転員並びに登録した保護者の方に運転をしてもらっておりますが、運転員の経費、燃料費及び有料道路のお金については、当然学校の負担ということでお願いしております。以上で岩野議員の質問にお答えします。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 再質問として一問一答ですので最初からいたします。

1 原発再稼働に安全は求められるのか

市長は担保できないという答弁でございましたので、私も全くこれは安全はないと思っております。そういう意味では同じ見解だというふうに認識いたしました。それで、そういう認識なのですけれども、やはり今再稼働云々ということに関しては別物だという認識がちょっと私と違うなというふうに思っております。同じ認識でありながら、必要はないのだけれども今の段階は、ということですので、そこはまた3番目の質問に絡みますので、そういう認識であるということ踏まえまして、2番目に移らせてもらいます。

もし、事故が起きたときということで想定されていますけれども、私は願わくばこういう事故が起きることがない、もう原発を使わない方向にしてもらいたいというのが一番の安全であるということをはっきりとほしかったなという思いです。私はそのことはどうもなかったように感じましたのでお聞きいたします。

それと今回の福島事故の中で飯館村の村長の言葉が非常に私は頭に残っておりまして、しかもSPEEDI（スピーディ）という機械を駆使していたのに、その発表が遅れ、避難が遅れた。最初は大変なところの人たちも受け入れたのですよね。ところが、それが本当にいまだに帰れない状況になっている。市民の皆さんも口を開ければ「風の向きではおっかないがその…

…」という言葉がいつも出てきます。避難対策としてはここに挙げられたことは、私はまあまあ普通だと思っていますし、そういうことなのだろうと思います。けれども、やはりそういうことの想定も次は書いてあるからと言いますけれども、どこに逃げるかというのはどこも触れていないのです。それは風の向きによってという市長の答弁ですけれども、市民の大半はトンネルを抜ける以外は手がないのかなという声がたくさん聞こえます。そこら辺のことに対する何かはあるのか、ないのかをお聞かせください。それとこれは、それによって出てくる……（「一問一答ではないではないか」と叫ぶ者あり）

○議 長 一問一答でお願いいたします。

○岩野 松君 はい、では次は。

○議 長 市長。

○市 長 1 原発再稼動に安全は求められるのか

お答えいたしますが、1番目の問題は認識が一緒だということで、究極的な認識は一緒です……（「1番はいいと言いました」と叫ぶ者あり）ただ、根本的に違うところがありますので、それはご理解いただきたい。原発は廃止——原子力発電というものがなければ、この対策編はいらないと、それはまさにそのとおりであります。そのとおりであります、現にあります。稼働してなくてもあそこに原発が存在しておりますから、当然何かの事故が、先ほど触れました例えば航空機がここに事故で墜落したとか、あるいはテロだって考えられなくはない。そういうときにどうするかということをしちゃんとやっておかなければならないわけでありまして、なければというのは、それは仮定の話でありまして、仮定の話は私にはしているわけではございません。ですのでこういう対策をしなければならない。

なぜ、こういう対策編になったかと申し上げますと、一年間の風の向きを、これは我々でなくて県が全部調べているのです。風の向きも全部調べて、時期ごとに風向きは変わるわけです。しかし、それを全部調べた中でも、巷間、ちまたで言われております季節風、冬になれば我々のほうへ全部風が向いて飛んでくるのだということは、今まで現実としてなかったわけでありまして、非常に風向が別の方向へ行っています。

そこで、我々の圏域は初動時等、そして通常繰り返されます気象条件の中では、受け入れをやっていただく地域というふうになっているわけです。しかも、宿泊施設が湯沢町さんも含めて相当数ありますので、そういう面での避難者の受け入れ、これが我々の地域では一番重要な視点であります。万が一、あるいは千が一かもわかりませんが、こちらのほうにという部分については、まずは屋内退避をしましょう。その後の情報あるいは気象条件等によって、今議員がおっしゃるように、こちらのほうにプルーム通過が、相当の例えば放射線量が来るよという予測がされる場合は、風やあるいは県内の他の市町村の状況等の中で、まずは一番近いところに避難できることがいいわけですので、県内市町村の中でどこに避難をすればいいのかというこの情報をいち早く、県あるいは国も含めてですけれども、我々がキャッチをしながら、それを市民の皆さん方に誘導するということでもあります。

新潟県が全部だめだということになれば、これは当然ですけれども県外に行かなければなら

ないわけでありますから、最終的には県外ということもありうるかも知れませんが、そういう部分であります。そして今、県外等のこういう受け入れ協定とかそういうことはまだ特に結んでおりませんので、具体的な部分というのはありませんけれども、そういうことも想定をしている中で、今国道 17 号線の三国トンネル、この部分をもう 1 つ災害避難用も含めてあのトンネルを開削しようということで、具体的に今仕事を進めているところであります。

これは主に関東圏からこちらに避難してくる時に重要になるのではないかとというふうになんと言われていると思いますが、これは国土交通省のほうで湯沢町さんも含めてこちらからの要望もあって、今その対策を始めたところでもあります。ですので、状況等によってはどう変わるかわからないという部分は当然ありますけれども、今のところの我々の想定ではそういうことだということをご理解いただきたいと思っております。

○議 長 23 番・岩野 松君。一問一答でよろしく申し上げます。

○岩野 松君 1 原発再稼動に安全は求められるのか

では 2 番目の問題として、そういう見解であるということですが、ちょっと視点が違うのですけれども、その際のヨウ素剤についての対応は、今の規定の中では 50 キロ圏というのは必要ないというふうにみなされているのですけれども、もしもの場合に、小さいお子さんを持っている人たちなどの安心としてのヨウ素剤に対して配布の見解はどうですか。お聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 1 原発再稼動に安全は求められるのか

当然このヨウ素剤についてもいろいろ検討はしております。ただ、今すぐにヨウ素剤を備蓄するというのを我々が打ち出しているところではありません。ご承知のように、ヨウ素剤もただあるものを飲めばいいということではありませんので、そういうことも含めてきちんとした体制が取れる。そういうことがきちんと実証できれば、ヨウ素剤を配備するということになっていくかも知れませんが、今はそこまでの体制を我々が考えているところではありません。

○議 長 23 番・岩野 松君。

○岩野 松君 1 原発再稼動に安全は求められるのか

きちんとした対応が取ればということなのですが、危険というのはいつ来るかわかりませんので、きちんとした対応ということもどう判断するかは苦慮するところですが、できたら希望者に配布をしていただきたいということを要望しておきます。

そして今現在、福島事故によって放射能がここにも飛んできまして、非常に食品などへの危惧をしています。先日、ニュースでは新潟県内 4 市町でそういう測定器を入れたと報道されておりました。十日町でも入れたということですがけれども、聞きましたら 200 万円くらいだったそうです。これは全く細かくしないではかされる機械なので、目安程度ですがけれども、3 キロの本体を入れればセシウムが 15 ベクレルくらいまではかされるということでしたので、そういうものへの市としての思いはあるかどうかお聞かせください。

○議 長 市長。

○市長 1 原発再稼動に安全は求められるのか

これも福島原発以降、土壌調査をまずやっておりますね。土壌調査の中でやや高い部分が出たりそういう部分については、今度はそれを作物が吸い上げる係数等を全部計算して、今のところ市内で放射能によって危険だという食品が栽培されているという事実はまずはないわけです。どこに栽培してもらっても結構です。

ただ、それがご心配だという方については、いわゆる地域振興局、保健所の中で今やっておりますから、どうぞご利用いただきたいということでもあります。十日町さんが保健所にあってもやったのか、ないからやったのかというのは、私はちょっと存じ上げておりませんが、そういうことですので、体制はご心配なさる方にも特に不備はないと思っております。

○議長 長 23 番・岩野 松君。

○岩野 松君 1 原発再稼動に安全は求められるのか

今の段階では危険な数値も出ていないからということですので、それを信用します。ちょっといろいろな意見があるようですので。

3 番目に移ります。私は原発ノーの宣言を市長がすることは、本当に意味があり重し、及ぼす影響も大きいと思っております。実は先日の新潟日報の新聞を私は持ってきたのですが、6 月 6 日号で読まれたと思いますけれども、「安倍昭恵婦人、原発反対」という記事がありました。

安倍晋三首相の昭恵婦人が 6 日に都内で講演した。私は原発反対だ。外に行って原発を売り込んでいるのに心が痛むと語っていたことが、7 日わかりました。政府関係者が明らかにしたそうです。関係者によると、昭恵婦人は原発について、日本の大事な技術だと思う。それは認めるが、原発に使っているあのお金の一部を新しいエネルギーの開発に使い、日本発のクリーンエネルギーを海外に売り込んだらもっといい、などと話していました。

NPO 法人が主催して参議院会館内で行われたそうです。首相は売り込むために原発を再稼働させたい、売り込むためにしているのに、奥さんはこうやって勇気もあって素晴らしいと思っておりますし、全くこの意見に私は言うところがありません。ぜひそうなってほしい。

そして、脱原発を目指す首長会議にも多くの方が参加されていますけれども、阿部知子・日本未来の党、江田憲司・みんなの党、河野太郎・自民党、志位和夫・日本共産党、篠原孝・民主党、鈴木望・日本維新の会、谷岡郁子・みどりの風、福島瑞穂・社民党、森裕子・生活の党というように、国会議員の方も顧問格としてこういう声を出しております。市長、そんなに勇気のいることではないと思っておりますけれども、市民に及ぼす影響は本当にはかりしれませんが、いかがでしょうか。

○議長 長 市長。

○市長 1 原発再稼動に安全は求められるのか

安倍総理のご婦人の発言は伺っております、家庭内野党だそうでありますね。私はうちの家内がそういうことを言っているかどうか、家庭内野党なのか与党なのかはわかりませんが、今度はちょっと確認はしてみたいと思っております。それはそれとして、重いからこそ軽々に発言をできないという立場をご理解いただきたいと思います。私も一市民であれば、も

っともっと好きなことは言えると思います。しかし、我々は県内 30 市町村、この皆さん方だつて一応それぞれの地域のことはありますけれども、大同団結をしながら自分たちの地域のために、そして新潟県のために、広く言えば日本国のために一緒になって頑張っていこうと、そういうことをいつも申し上げながら一緒になってやってきているわけでありませう。

そういう中で、具体的に言いますけれども、柏崎・刈羽の皆さん方が思っていることを全く自分たちで考えないで、いや、私は脱原発だ、早くやめろ、再稼働はするな、そういうことは言うのは簡単でありますけれども、私は市長の立場、首長の立場というのはそういうものではないと思っております。

ですので、そのことは今申し上げるつもりは全くございません。ございませんので、まさに今、原発はそこにあるわけですね。あるわけなのです。再稼働をやめて、では全部安全ですか、そういうことではないわけです。いろいろ考えなければならぬ。軽々に脱原発だと言っているわゆるポピュリズム的なことは私は申し上げるつもりは全くありません。ですので、議員はさつき脱原発を目指す会と言いましたけれども、脱原発を目指す会に入るつもりは全くございません。

○議 長 23 番・岩野 松君。

○岩野 松君 1 原発再稼働に安全は求められるのか

明快な答弁をいただきました。そういう市長であるがゆえに軽々なことは口から出せないという思いはわからなくもありませんが、私は本心はそうなのだろうというふうに考えたいと思っております。

2 義務教育における部活動の保護者負担への考えは

次、2 番目の義務教育についてのことですが、特に全国大会まで体育大会はほとんどのものであるのかなという思いであります。ただ、全国大会まで行けるのは本当に氷山の一角で、県内 1 位になった方しか行けないのです。昨年はこの南魚沼市からも大勢の方が行かれましたし、飛び込みみたいに行かれる方もあったやに聞いておりますが、そのために自治体でばらばらというのはいかがなものかと。

そして、私はできたら——手厚い支援だとおっしゃっています。確かに県大会まではそれなりの部活動費や後援会費の中から足りない分は捻出しているのが多いというふうに聞いておりますが、めったにない全国大会です。そのための個人負担があってはならないと思っておりますが、せめてそれくらいの税金は、それもめったにあることではないからこそ、税金からというのはどうでしょうか。お聞きします。

○議 長 教育長。

○教育長 2 義務教育における部活動の保護者負担への考えは

1 回目の説明でお答えしましたように、今ほど、どの自治体も一律にという話がありました。法的にそういう法律がありませんから、今のところしておりませう。先ほど説明したとおりの、その自治体、自治体の考え方でやっております。その中で具体的に言いますと、全国大会以上ということで、近隣のものについて調べさせてもらいました。先ほど岩野さんも調べた

とおりですが、魚沼市が一部突出しております。具体的に言いますと、全国大会以上について、近隣の自治体はほとんど一律1万円推奨金を出しておりますが、魚沼市については中学生以下、高校生は対象にならずに中学生以下が3万円という支給をしております。この辺については調査をしながら有効なのかどうかは検討していく価値があると思いますから、この部分について魚沼市のやり方について学んでみたいなと思っております。以後、検討してみたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 23番・岩野 松君。

○岩野 松君 2 義務教育における部活動の保護者負担への考えは

ぜひ、いい方向に検討していただきたいと思いますが、私、もう1点はやはり全国的に行われる大会なのに、それに対するそういう方針的なものは各自治体任せというのは、いかなものかなという思いもあります。それによって、そんなにすごい負担ではないかもしれませんが、聞くとところによれば10万円未満ではあったけれども、突然の——突然でもないのですよね、ずっと勝ち進んでいくのですから。それでもそういう出費はやはり現在の家庭にとっては手痛い。せっかくうれしいし、いいことだし、本当に喜ぶのだけれども、親としてはという思いもくはないという声もちょっと聞こえました。

自治体によっていろいろだというのも、確かに先進の自治体に住んだ人は助かるし、そうでない人は大変だしということでは、私は義務教育の均等性の立場から言ってもちょっとおかしいのかなということで、そこら辺もぜひ、県なりそういうところでの検討の中に含めていただければと思います。

市長は常々子どもたちの育成には努力もするし、いろいろなことにお金を出している部分も多くありますけれども、でもやはりそれが万全だというわけではないということも踏まえながら、これからも政治をやっていただきたいという思いがあります。ぜひそのことも検討をお願いいたします。

○議 長 答弁はいいですか。

〔「はい。できたら、してもらえればありがたいです」と叫ぶ者あり〕

○議 長 市長。

○市 長 2 義務教育における部活動の保護者負担への考えは

今、議員はこの義務教育的な部分の中でお話し申し上げておりますが、例えば子育て支援であつても、老人福祉であつても、基本的な部分というのは一緒ですけれども、それは全自治体、全部ばらばらなのですね。全部国が面倒をみるからということであれば、それはそれで結構ですけれどもそうはならない。基本的にはこれからのこういう社会でありますから、自助・共助・公助、この順番をやはり踏んでいかなければならないと思います。経済的にある程度余裕のある方であれば、それはそれでいいのでしょうかけれども、お子さんがスポーツで活躍をされて、そして例えば全国大会に行く負担がすごいと。経済的に苦しい方の中でこういうこともあるかもわかりません。それを全て一律に考えろというのは、ちょっと私はやはり無理があると思います。さっき教育長が触れましたように、どの程度までがこれはある意味公助として許される

範囲なのか、これをきちんとしておかないと、なし崩しにもう全国大会に行ければ全部市が負担しますよということでは、私はやはりならないということは考えております。

そんなことを考えながら、子どもたちはとにかく我々の宝でありますから、この子どもたちが健全に、そして健やかに育てていただくと、このことが一番の願いであります。そういうことについてのいわゆる投資といいますか、そういうことを惜しむつもりは全くございません。

○議 長 質問順位 2 番、議席番号 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 通告に従い、一般質問を行います。

ゆきぐに大和病院の早期建設を

今回は 1 点でありまして、ゆきぐに大和病院の早期建設をということで市長の考えを伺います。

先般の市政懇談会の中で配布されました中で、「平成 27 年 6 月の魚沼基幹病院開院に合わせて市立病院を順次再編する。大和病院は再編後の新病院が診療を始めるまで、現在の位置で診療を継続する。今後、具体的な検討をする。」というのが、計画を伺うものであります。

(1) として、開院を 2 年後に迎える基幹病院との関係が私は重要と考えるが、県はゆきぐに大和病院の位置づけ、かかわりをどう考えているのか。どうあろうとしているのか。そろそろ明確になっているものと思いますが、その辺の推移をご説明願いたいと思います。

次、(2) として、「南魚沼市立病院群のあり方」これが去年の 5 月に我々に公表されたわけですが、そのまた半年以上前、11 月ごろには市長に答申されたというふうに聞いております。この内容の中で、要するに大和病院ですが、構造的につけかえ等が困難であるために、現在の位置での継続は難しいと結論づけています。ゆきぐに大和病院の新設計画決定をいつごろまでと考えているか伺うものであります。

(3) 番としてであります。市長の決断で開院時期をもし決めますと、即スケジュールを決めなければなりません。それに合わせて各種機関とのすり合わせが早急に必要になります。市長は計画決定するに当たって、今一番熟慮している部分は何でありましようか。ひとつお聞きいたします。

(4) 番として、県立病院はもとより公立病院の必要性の考え方。そして基幹病院というのがここでできるわけですが、基幹病院の運営は財団でありますけれども、あくまでも県立の病院であるということを前提に私はお話をお聞きしたいなというふうに思います。ということは、県のビジョンがそれなりにあると思います。そしてそれらと整合性を持ってこの南魚沼市立病院の運営があるものと私は考えておりますが、そういった点からしまして、市長の今後の意気込みを伺うものであります。答弁のほどよろしく願い申し上げます。

○議 長 岡村雅夫君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 ゆきぐに大和病院の早期建設を

岡村議員の質問にお答えを申し上げます。県がゆきぐに大和病院の位置づけをどう考えているか。これはもう基幹病院が大和病院敷地内に決定をしたというときから常に申し上げていることでもありますけれども、県はゆきぐに大和病院の今日までの経過、そして実績を高く評価を

しておりました、ぜひとも基幹病院ときちんと連携をして、早く言えば基幹病院にゆきぐに大和病院の今までの運営してきたその理念、そういうものを吹き込んでもらいたいというくらい大和病院を重視しているわけであります。重視を。そういう中で今、基幹病院開設準備委員会というのがございますが、この中では「診療体制のあり方」「看護体制のあり方」「地域連携や移行のあり方」これらについて検討しているところであります。当然ですけれども、宮永院長も委員として参加をしておられます。

ですので、県はいわゆるこの魚沼圏域の中で大和病院が一番重要な連携先といいますか、そういうことだというふうに位置づけているところであります。ただこれは医療機能だとかたそういうことばかりを指すのではなくて、その理念ですね。「地域医療のあり方」「地域医療」このことの理念をきちんとやっていただきたい。基幹病院の中にその息吹を吹き込んでいただきたいということであります。

計画決定、これは検討委員会の中で申し上げていることは、今のいわゆる新しくできているほう、北棟を使ってということが、当初は我々の頭の中にもあったわけです。だけれども、いろいろ増築、増築ということで重ねてきたわけですので、これを使っての大和病院の新しい運営というのは非常に難しいだろうと、こういうことを申し上げているわけです。あの場所を全部どこかに持っていかうということを想定して言っていることではないわけであります。例えば今の南側のほうに建設しなさいということだっただけではありませんし、今の病院の敷地内に新たに建設するというのも選択肢の1つであります。あるいはどこかに移転をするというのも選択肢の1つでありますので、そういうふうにご理解いただきたいと思っております。

当然ですけれども、基幹病院の開院の前日、当日までも当然大和病院はあそこで医療を提供しなければなりませんし、基幹病院開院後も医療提供はやっていかなければなりませんので、そういうことをきちんと整合性を取りながら、新しい大和病院の建設位置、規模、それから建設に入る時期ですね、これらも決めていかなければならない。遅くとも平成25年度中にその判断をさせていただきたいと思っております。

すり合わせということですが、結局は医療そのものは、ご承知のように大和病院では入院が内科主体の30床、外来は内科、和漢診療科、外科、整形外科、精神科、歯科及びリハビリ、こういうことを今までご説明申し上げてきたわけです。そして付帯施設機能として人間ドックの提供、あるいは健（検）診施設、介護施設これらも考えられる。今の健友館をどこかに移設をするということになりますと、非常に大和の地域の皆さん方が人間ドック的な部分については、例えばこれを新しい六日町病院に全部持ってくるようになりますと、そういう不便が生じるわけでありますので、この健友館機能はやはりある程度あそこに残すべきではないかと思っています。

いろいろのことがございます。ですので、一番熟慮しているということは、全部熟慮しています。これが一番だということは特にありません。ただ、一番はですね、こういう施設ということではなくて、現在大和病院に勤務をしておられます先生方との、意思の何ていいますか疎

通ではなくて、共通目的を持って、共同的な目的を持ってきちんと決定できるようにしていかなければならない。決定の際に大きな異論が出るようでは、あるいはお医者さんがそれならば退職するとか、そういうことにならないようにやっていかなければなりません。しかし、一部でそういう動きが出たから、それを恐れてまた全部なし崩しにするということは避けなければなりません。最終的にお医者さんからやめていただくという選択肢もないばかりではないわけでありまして。非常に厳しい立場ではあります、そういうことにならないように努めている。これが一番今熟慮していると言えれば熟慮している部分であります。

それから公立病院の必要性ということで、当然この基幹病院を県立で、運営は財団のほうにお任せするわけですから公設民営ですね。ですから、県の病院だという頭は全く変わっておりませんので、当然ある意味公立病院だと思っております。ですから、私たちの大和あるいは新しい六日町病院、これらも基幹病院と県と一緒にあって、医師の派遣やそういうことも含めてきちんとやっていくものだと思っております。

ただ、県立だ、いわゆる私立だということを医療の中で余り差別する必要はない。医療体制をきちんと市民の皆さんに提供する、このことができていけば、特に公立でなければならないとか、私立でなければならないということにこだわるつもりはありませんが、この地域では公立病院がその役目を今まで担ってきておりまして、これからもその役目は公立病院でなければ担えないだろうという思いは持っているところであります。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ゆきぐに大和病院の早期建設を

(1)の問題についてであります、非常に重要視しているということは聞こえてきますし、市長の当初からの答弁がこれに尽きるのかなというふうに感じております。しかし、全容がなかなか示されなかったもので、非常にもっともっとやはり崇高な部分があったのかなというふうに私は思うのです。ましてゆきぐに大和病院が存在している、それこそさっきの話ではないですが、存在しているその職員駐車場のところに建設を決めた経緯というのは、これは非常に何らかのねらいとか、あるいは大和病院との位置づけとか、そういう問題があったと思うのです。それを踏まえて南魚沼市がどう検討されたか。そしてその結果、こうあるべきだというふうに判断をしたと、それでひとつ市民どうですかと、こういう感じが非常に見えないというのが今の現状ではないかなというふうに思います。そういう点について市長、どうお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ゆきぐに大和病院の早期建設を

建設位置につきましては、当初から今の病院の周辺。しかし、一番最初に検討した部分については農振法等の関連もあって、これではちょっと基幹病院の開院が間に合わないという実情がありました。そこで、なぜ大和病院の敷地の中にとということでもありますけれども、これはもう先ほど触れたとおり、県のほうは基幹病院と大和病院を廊下で結ぼうということまで図面を出しているわけです。これ以上崇高なものはありません。医療体制を基幹病院としては救急、

あるいは高度医療、そして大和の病院からは一般的な外来診療も含めて担っていただく。

それで、さっき言いましたその精神的な部分です、これを非常に重要視しているわけであり、新しくできる病院ですから、経営の理念とかこれは荒川先生がもう理事長につかれましてので心配はいりません。けれども、当初からそれを想定していたわけではありませんから、そこにきちんとした医療の理念を吹き込んでいただく、これはやはり今までは大和病院が抜きん出たわけでありますので、今まではですね。

ですから、そういうことで、私はこれほど崇高な理念のもとにあそこに建設をされるということはないというふうに感じておりますが、議員はどう感じたかは別ですけれども、そういうつもりで市民の皆さん方に私にご説明を申し上げてきたつもりであります。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ゆきぐに大和病院の早期建設を

私も前段の部分では、そういった理念があったというふうに話はお聞きしているところでありますけれども、現状を見ますと、先ほど出た廊下でつなげるだとか、あるいは住民健（検）診等の資料でコホート研究をなされるとか、そういった研究所を併設するとか、そういう問題はぼつぼつと聞こえてきたわけであります。けれども、私はそれは1つの内容であって、もっとどういった連携があるべきだとか、連携したいとかという形が、どうも現場サイドとの感じが薄いように見えてきています。県が何をするか内容がわからないというのが、市長も何回も繰り返してきたわけでありますけれども、そういう点で私はもう少し明快な形がいいのかなというふうに感じたものであります。これ以上の崇高な理念はないと言いながらも、その結果現場サイド、あるいは行政としてこうもっとありたいとかというようなキャッチボールと申しますか、そういう形がなかなか見えなかった。市長の答弁でもそうだったというふうに感じているのですが、もう1回その点をお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 ゆきぐに大和病院の早期建設を

私が当初から県が、県がということを上申してきたのは、県のほうで基幹病院としてどういう医療体制を組むかと、これがわからないうちに大和病院はこうします、新しく市立病院とする六日町病院はこうしますなんて、これでは全く医療体制がきちんと構築できないわけです。ですから、県が基幹病院の中で何をやるのか、これをきちんと早く出してくださいと、そこをずっと追求をしてきていた。議員の皆さんが市で早く決めろと、こういうことをおっしゃいますけれども、そんなことは決められるわけがないでしょう。我々が基幹病院をやるわけではないわけですから。

しかも、高度救急医療というものを担うという、このことはわかっていました。しかし、診療科目も含めて、実際的にきちんとしたものが出てこないうちに、市が先行してあれをやります、これをやりますと言っても、それは県が出してきたときに全部また1回ペアになるわけですから、そういうことは避けなければならないということはずっと言ってきました。ですから、一部の先生の中には、市長は県の言いなりだとかそういうことが聞こえました。聞こ

えましたが、県の言いなりであれば、ここまでの基幹病院の進捗は全くなかったわけでありませう。

そこで、今でも先生方の一部に、基幹病院という部分、これはまさに新潟大学が主になるわけですね。そこに対しての違和感を持っている方はいらっしゃいます。しかし、私もしょっちゅう懇談をしておりますし、それは徐々に薄れてきております。1つは基幹病院の下部組織として大和病院を位置づけているのではないかと、こういう話もある。そういうことではありません、皆さん方はちゃんと自信を持ってください、皆さんが基幹病院に理念をきちんと植えつけていく、その立場ですよということは申し上げてきております。

100%理解したか否かそれは私はわかりませんが、相当理解をしていただいているということは事実であります。ですので、病院側とのそごということ、それはいろいろな経過の中ではそれぞれありますけれども、今現在全く何があるということではございませんので、ご安心をいただきたいと、そういうことであります。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ゆきぐに大和病院の早期建設を

若干聞いたところによりますと、基幹病院の守備範囲と、また大和病院がやってきた守備範囲というものは、そうバッティングするものではないというふうに現場の方の話を聞いた経過もございませう。私はこれからはやはりもう少し基幹病院との関係をどうしていくかというところが一番必要なのではないかなというふうに感じるところであります。

そういった中で、現場を私は毎週見ているのですけれども、基幹病院があそこにそびえ立つわけですが、そうした中で基幹病院の駐車場、それは立川の現状を見たり、あるいは日赤、あるいは中央病院を見たりしますと、ほとんど基幹病院で駐車場が埋め尽くされるのではないかなというような感じがするのです。最近、駐車スペース等の図も我々に公表されつつあるようでありますけれども、その内容を見ますと、職員駐車場が大体 90 台、そして外来駐車場が 960 台というような形。そしてその図面には北棟、西棟が残っているわけであります。そういった中でちょっと私が大変だなと思ったのが、職員駐車場というのが 90 台、サービス駐車というふうに書いてありますが、非常に少ない。要するにスタッフの総員の割には少ないなというふうな感じがしたのですが、その点についてはどういうお考えをされているのか。まして先ほどの答弁等でいくと、あの敷地内に大和病院の建設も 1 つの選択肢だというような話がある中で、その辺どういうふうにお考えですか。お聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 ゆきぐに大和病院の早期建設を

私が職員の駐車場が 90 台でどうだこうだということを申し上げるということはありません。もし必要であれば、医療対策室長が答弁いたします。私がさっき申し上げたことは、あそこに新しい大和病院を建設するという、当初はそうだったわけですから、当然その選択肢は外したのではないということをお願いしているわけです。そこで、例えば駐車場が絶対的に足りないとか、そうであれば当然駐車場用地をまた確保しなければならないわけです。簡単なこ

とです、それは。今足りないとは思っていませんけれども、詳しくは医療対策室長が答弁するね……（「はい」と叫ぶ者あり）答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議 長 医療対策室長。

○医療対策室長 ゆきぐに大和病院の早期建設を

今ご発言がございました90台の件でございますが、これは基幹病院の北側にある一番近い駐車場でありまして、ちょうどお医者さんの数を90人と見込んでおりますので90台ということでございます。そしてその他職員、あるいは患者用の駐車場でございますが、約800台を見込んでおります。

と申しますのが、今の新しく我々が作りました駐車場、あれが300台強でございますし、あとはあの中でどういう整備にするかというのは、1万2,000平米くらいを抜かした中で駐車場を整備すると、五百四、五十台ということで、840台ほどを見込んでおります。ただ、我々の計画といたしますか、市立病院の計画によっては若干増減があるのかなというふうに考えております。以上でございます。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ゆきぐに大和病院の早期建設を

第1問の(1)は以上で終わろうとしますが、選択肢が幾つかあるという市長の話をお聞きして、私はいまひとつ県サイドとの連携を深めることによって位置等の決定も早まるのではないかと感じましたので、ぜひ早急な連携、折衝が必要かなというふうに思います。

(2)についてであります。当初北棟、あるいは健(検)診部門がある西棟というものですけれども、主に北棟の病棟を使ってということで計画されているわけでありました。それに玄関、受付あるいはいろいろの施設を併設、つけかえをするということになりますと、今の場所、今の北棟を利用しての形は無理だろうということが答申されているわけでありました。

私はそういった中で市長が先ほど言いました1つの選択肢として敷地内というのを踏まえての話をしてみたいと思います。そうした中で、大和病院を新設するということは、これは周知のことというふうにまず前段を1つの話とします。新六日町病院と今度は新設のゆきぐに大和病院、これは答申の中でもありますように1つの病院として運営をする、また会計上も1つというような話がある中で、私は新設決定を早急に行って、そして一体として運営ができる形を整えていかなければならないのではないかなというふうに感じます。

というのは、医療再編が6月、基幹病院開院の日だというふうにしましては、そこまでは多分大和病院の今の施設でやることは周知のとおりであります。新六日町病院と新大和病院を同時に新設したとしたならば、私はもっとスムーズに行くのではないかなというふうに考えているものでありまして、同時開院が望ましいと思うが、市長の考えはひとついかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ゆきぐに大和病院の早期建設を

いろいろ内情をご理解いただければ同時開院ができないということはわかると思います。今の大和の病院の医療体制は、ご存じでしょうけれども、いまだに先生が足りないわけです。こ

れを2つに分散して同時開院ができると思いますか。でき得ないことです。今は先生の確保にも一生懸命になっているわけでありますけれども、これはでき得ません。そして、現在の県立六日町病院、ここにも患者さんがいらっしゃるわけです。その皆さんをまずは我々が新しくつくる市立病院で受け入れる。そして今度は大和病院にもいらっしゃるわけです。これは一時、基幹病院が先行して基幹病院開院後に患者さんを受け入れていただいて、大和病院の建設であれば建設に入っていくと、こういうことをやらなければならないわけです。同時にそういうことがぼんとできるとお思いですか。でき得ないことなのです。ですので、段階的になっていきますけれども、これは致し方ないこと。

どこかに新しく一つに全部まとめてつくろうというのならできますよ。しかも、200床、あるいは250床という部分でやるならできますけれども、これはなかなかそういう形には今なっておりませんので、そういうことでひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ゆきぐに大和病院の早期建設を

私は同時開院をしなければならないという、それがベターであるという立場であります……（「現在開院していますから、そのままですよ。やめるわけではない」と叫ぶ者あり）ちょっと待ってください。その理由として、市長は医師が足りないとか言いますが、医師はローテーションを組んでという形での考え方をしているわけであります。そうした中で、では大和病院を遅らせたからといって、ではどれだけの医師が集まるかという問題では私はないのではないかなというふうに思います。どういった大和病院になるのかというのが、そこには必要だというふうに思います。

それからもう1点は、今ある六日町病院には199床、大和病院に199床、これを何らかの形で患者をとという話がありますけれども、それは医療再編の中で当然事前にやらなければならないことであって、それは同時であろうが、在宅に帰る部分とか、いろいろなその手法はそこであるわけであります。全て収容できるなどということに私はならないというふうに思いますので、それは基幹病院の責任でやるというふうに言われております。その辺をひとつ、延ばすことによって大和病院建設がスムーズにいくというふうに捉えていますか。

もう1点は駐車場の考え方もそうです……。

○議 長 岡村議員、一問一答にしてください。

○岡村雅夫君 はい、では駐車場は後段に譲ります。

○議 長 市長。

○市 長 ゆきぐに大和病院の早期建設を

基幹病院が開院をして、お医者さんが例えば60人とか、90人までは一気にそろいませんけれどもいらっしゃるわけですね。そこから我々が足らざる医師を派遣してもらわなければならない。これを言っただけでおわかりだと思えますけれども、同時に全部などということはでき得ないということなをなぜわかっていただけませんか。さっき言ったように、どこかへ1つどんと市立としては大規模なものを建てて、そこにもうお医者さんも基幹病院からの医師の

派遣などいらないと、全部それでできますよということであればそれは一発でできますよ。そうではないわけですから。

お医者さんもこのまま全部六日町と大和で運営しようと思っている 140 床、例えば 30 床——開院までに私は招聘できるとは思っておりません。当然基幹病院ときちんとした連携を取らせていただく中で、お医者さんもきちんとして派遣をしていただく、このことをやっていかなければならないわけですから。まるで基幹病院とは関係なく、とんと建てられるなどという状況では全くありませんので、そういうことを組み合わせながらやっていく。

それから患者さんを、今いらっしゃる患者さんを基本的に面倒みるのは基幹病院だという、そういうことではありませんよ。我々は大和病院という市立病院で患者さんを受けているわけです。この患者さんをどうするというのは我々の責任ですから、基幹病院の責任では全くありませんよ。そして大和病院は今現在のまま、病床数は減らすにしても、あそこで医療行為をまずやっていこうと。その中からきちんとした新しい病院にしていこうということを言っているわけですから、何ら大和病院がなくなるわけでも何でもない、そういうことです。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ゆきぐに大和病院の早期建設を

今、市長が病床の問題、患者の問題を言いますけれども、圧倒的に病床数は減るわけであり、減るわけでありますので、全部収容を市がまかるといふことにはいかないわけなのです。そうした中でどういった医療体制、あるいは付属施設をやっていくかという、こういうことがその次に出てくるのです。先回りして答弁されますのであれですが、そういう点からしますと非常に私は早急に大和病院と新六日町病院が一体だということを一いつ考えるならば、そういった受入体制をきちんとして、そしてどういった施設が必要かということまですり合わせをして、進まなければならないということを申し上げているのであります。その専門的な部分に関して議論しようという考え方ではありません。

やはり年度内という先ほどの答弁でありましたけれども、年内に決定をし、来年春には着工するくらいの考え方、総工費としてみれば 10 億円くらいという話を室長が答弁しているわけがあります。そういった 1 つの医療体制、医療再編にめがけての準備をきちんとしておかないと、いつまでも大和病院をあそこに存在をさせる、今の大和病院の施設を存在させるわけにはいかないわけであります。その辺をするには、あの一角であろうが、あるいは別のところであろうが、その選択をきちんとしてしなければならないのではないかとこのように考えますが、いかがでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 ゆきぐに大和病院の早期建設を

何度も言いますが、基幹病院ができて我々のところも県立もベッドは当然減りますよ。その部分のベッド数は、四百数十床基幹病院に行っているわけですから。だから基幹病院で一定期間その患者さんを受けてもらわなければならないわけですから、基幹病院と一緒にあって全部同時になどということとはでき得ない。

それから大和病院につきましては、これはもう先生方にも申し上げてありますが、位置とか規模とかの決定については当然、年内とは言いません、年度内です。年度内にしますが、建設は基幹病院開院後ということをおし上げております。基幹病院開院後です、建設は。そういうことでもう先生方もそうしないとなかなか難しいね、ということをおっしゃっておりますので、それはもう決着済みであります。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 もう決着済みということではありますが、今の答弁でいくと、何年くらいああいふ形で 30 床の現大和病院が存在するというふうにお考えですか。

○議 長 市長。

○市 長 ゆきぐに大和病院の早期建設を

ここですら、何年存在するということは私は申し上げるつもりはありませんが、先生方とよく相談をしながらということでもあります。当然財政的なものもありますけれども、それはこちらに置いてですら、基幹病院開院後 1 年でやりますとか、10 年向こうまで引っ張りますとも言えません。ですから、一番いい時期にきちんとした形に持っていくと、そういうことです。

○議 長 24 番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ゆきぐに大和病院の早期建設を

(3)に移りますが、私はやはりいい時期というものをきちんとやはり協議されまして、そしてできる限り早い時期にそういった形を整え、安心して医療を受けられる形をひとつ示していくべきではないかなというふうに思います。そういった中で一番熟慮している部分は何かということ先ほど第 1 段で話をしましたが、やはり医師との共通した認識を持つての出発をしたいということだというふうに思いますので、それは私は大変大事なことだというふうに思っております。

そういった中で、この医療再編の結果、大和病院が 30 床になる、将来的には 80 床くらいをというような話もありますけれども、私は医療のすみ分けというのがこれからどんどんされていくというふうに聞いております。やはり市内の開業医、あるいは市立病院、そして基幹病院とこういった形での医療のすみ分けというのが、これからもう少しきちんとしてくるかなというふうに思っております。

そうした中で、先ほども若干申し上げましたけれども、住民が求める医療という部分で言いますと、私は今ほど市長が明確に答えましたけれども、やはり大和病院あるいは市立病院群というのはどういう形になるのだということ、やはりもう少しきちんとして発信をしたらいかがかなというふうに思います。そして、市民が安心できるなということで決定していくような形、特に大和地域は今、診療所が開設されましたけれども、今現在大和病院が 500 人くらいの外来が来ているわけでありまして。全て大和地域とは申しませんが、そうした中でこの大和病院の位置づけというのは、市民にとっては大変な部分を占めているというふうに思います。そういった地域的な、あるいは事情を考慮した形で、私は早急に整備をされるべきではないかなというふうに考えておりますが、もう一度所見を伺っておきます。

○議 長 市長。

○市 長 ゆきぐに大和病院の早期建設を

医療体制につきましてはもう大分前から、基幹病院ではここまでを受け持ちます、新しくできる六日町病院ではベッド数が140床でこういう科目を受け持ちます、大和は当面30床でこういう科目を受け持ちますということを出しているわけですから、それ以上のことを今ここで申し上げると言われてもそれはできませんし、市民の皆さんもそれについて不安だという話は、私は一切聞いておりません。

当然民間の医院の皆さん方とも、もう医師会を通じて全部一緒になって今やっています。ですから、この医療機関の中で体制にそごがあるということは全くありません。そして一番市民の皆さんからこの医療体制をきちんと充実させなければならない、市民の皆さんに一番恩恵がある方法として、地域医療ネットワークをきちんと構築しようということで、ことしから始めているわけです。ですから、何がそんなに市民の皆さんから不安だ、不安だという声が聞こえるのか。そういうことは私の耳には全く入ってこないのです。ですので、具体的に、こういうところからこういう話があるというのをまた後でお聞かせください。

一応私は市民の皆さんには、こういう医療体制でいきますと、そして基幹病院開院後まで大和病院は運営をして、そしてその後にきちんとした形に持っていきます、その前にあるべき姿はきちんと出してご説明申し上げますということを、私は申し上げているところであります。一部に不安があるという方がもしあるとすれば、それは我々のほうの情報提供不足ということだと思っております。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ゆきぐに大和病院の早期建設を

199床という大和病院が今現存しているわけで、それが今度は30床になるということで、そしてまた場所、位置とかそういう問題がまだ明確でないということで、非常にどうなるだろうかなという話はやはりあります。そうした中、先ほどの病床数との絡みで、私は当初から申し上げておりましたが、付帯設備の関係で老人保健施設を考えられているというとは、明確に答えられていました。また、あり方検討委員会の答申の中にも六日町と大和に老人保健施設というようなことがあります、そういったことをこれから加味した形でやっていくということになりますと、相当な面積が必要になるかなというふうに考えます。そういう点で現敷地内とそれから新たにというときに非常にネックになるかと思うのです。そういう点ではまだお答えできないとは思いますが、今の現在地でもかなりゆとりがあるものというふうに捉えていいでしょうか。お聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 ゆきぐに大和病院の早期建設を

老健施設とかそういうことは言葉としては載っております。がしかし、その規模とかそういうことについてはまだ全く検討しているところではありませんので、今岡村議員のおっしゃったことに対して答えることはできないというか、答えの中身がないということでもあります。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ゆきぐに大和病院の早期建設を

今、検討中ということでありますので、非常にやはり老健施設についてはベッド数等が減る、そしてまた慢性期の方々がこういった形でその施設利用が、あるいは病院機能が縮小された中でそういった施設群があるのだよというあたりが、1つの安心材料になるかと思っておりますので、早急な検討を願いたいというふうに思います。

そして財政計画についてちょっと触れておきます。非常に市の今の状況では大型プロジェクトが進んでいるわけでありましてけれども、またさらに3中学校統合とか、また今始まろうとしている新六日町病院、あるいは大和病院建設ということになりますと、非常に財政的な問題が出るかと思っております。

それで、今回の新六日町病院の建設については、かなり県の枠というか補助等支援が受けられたということをお聞きしておりますが、この大和病院建設についてはどういった形で支援が考えられるかひとつお聞きします。

○議 長 市長。

○市 長 ゆきぐに大和病院の早期建設を

病院機能の縮小ということはありません。基幹病院ができれば——大和病院の機能は縮小されますよ、当然。だけれども地域医療の機能は縮小どころか大きく増えるわけですから、そういう言い方をするとおかしくなるのではないのかということになってしまうのです。全体の病院機能というのはきちんともうそれ以上になっていくわけですから、それをきちんと岡村先生からも、市民の皆さんに申し上げていただきたいと思っております。

財政計画等について、県から大和病院についての支援とかということ、これは私は当然考えております。ですが、今具体的に幾らかかって、この部分をこうだあだということは、全くまだ議論はしておりません。しかし、私はですよ、私は六日町病院並み程度のことは考えているわけでありまして、それにではどうだと言われれば、それは自信はあるというくらいのこととは言っておかなければならないと思っておりますけれども、具体的にどうだこうだということはまだちょっと申し上げられる段階ではございません。

○議 長 24番・岡村雅夫君。

○岡村雅夫君 ゆきぐに大和病院の早期建設を

いろいろ減価償却の問題はあろうかと思っておりますけれども、原因が基幹病院という部分を私は当初から申し上げてありますので、県から絶大な支援をいただかなければならないなというふうに思っています。ぜひ頑張ってくださいというふうに思います。

最後の公立病院の必要性というあたりでの問題ですが、大和病院が公立病院だったということで、ひところ保健・医療・福祉というこういった連携をできる事業をやってきたわけでありましてけれども、今はその介護も含めた連携というような形になっております。こういったことは非常に公立病院だからできたという部分もかなりあろうかと思っております。そして早期発見をし、早期治療をし、こうした大和病院が培ってきたこの方式をぜひ堅持していただいて、市民の安

心・安全をひとつ願うところであります。

その中でやはり規模が変わってきますと、基幹病院との連携というのは、今ほど市長が言いました医師の派遣とか、あるいは交流ですね。直接基幹病院が地域医療をやるものではないというふうには思っておりますが、そういった中で、そのひとつの事業体である市立病院が研修する場所、研修道場というふうに言っておりますけれども、そういったことができるような体系を持って、今後早急に進んでいただきたいなということを申し上げるところであります、最後に所見を伺って終わりにします。

○議 長 市長。

○市 長 ゆきぐに大和病院の早期建設を

基幹病院を運営する財団は、新潟県地域医療推進機構です。ちゃんと地域医療をやるんです。そしてここから新潟県あるいは日本にない新しい病院形態を考えていこうと、医療体系を考えていこうということです。当然地域医療を一番中心に据えてやっていくわけですので、地域医療をやらないなどということはありません。そういうことありますので、ご安心をいただきたいと思っております。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は11時40分といたします。

〔午前11時23分〕

○議 長 休憩前の引き続き、会議を再開いたします。

〔午前11時38分〕

○議 長 質問順位3番、議席番号1番・笛木 晶君。

○笛木 晶君 (何事か言う者あり) おはようございます。余りプレッシャーをかけないようお願いいたします。少し異常天候で雨が欲しいところなのですけれども、西山地帯は水不足で皆さんの雨乞いをお願いしまして一般質問に入りたいと思います。

1 地域リーダー育成について

まず第1点は地域リーダー育成についてでございます。地域振興には地域の特性に応じた創造的な施策の展開が重要であり、地域リーダーの育成、活用の問題であります。アイデアと実行力のある地域リーダーを育成し、活動を支え、活用していく環境づくりをすべきと考えます。社会構造の変化、文化意識の高揚、国際化の波など、変化する中で住民意識の改革、21世紀に対応できる人材の育成のため研修制度・研修講座等、人づくりのための施策を確立することについて所見を伺うものであります。

2 農業の6次産業化について

次に農業の6次産業化についてでございます。農業の活性化を図ることについて欠かせない施策は6次産業化であります。農産物の生産、加工、販売までをすることにより有利販売につながり、特に道の駅もできましたし、販売できる特産品の開発ができるような係といいますか、室といいますか、6次産業推進室——他の市町村については6次産業推進室等をやる、そういう部署を設けることを市長は考えているかどうか。農業の再生の切り札として国が力を入れて

いるのは6次産業化、6次産業化法、6次化ファンド法などが制定されまして、農業の再生を図るべきであるというふうに考えますが、市長の所信をお伺いするものでございます。あとは自席でお願いいたします。

○議 長 笛木晶君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 笛木議員の質問にお答え申し上げます。

1 地域リーダー育成について

地域リーダーの育成ということでありまして、議員がおっしゃるとおり、地域の特性に応じた創造的な施策の展開、これが一番重要なことだと思っております。これは行政が常に主導ということばかりではなくて、それぞれの地域においてリーダーの役割を果たす人材が必要だと、こういうことだと思っております。

市内で今この行政やあるいは行政区とは別に、地域の活性化あるいは地域住民の福祉の向上に向けてさまざまな取り組みを展開する団体、あるいはNPO法人、これらの組織ができていくことは議員もご承知だと思っておりますが、本当にありがたいことだと思っております。市といたしましても、自分たちの地域はまず自分たちでつくる、あるいは守る、自分たちのできることは自分たちでやると、こういう気運が高まってきているものだと思っております、心強く思っているところであります。

かの有名な上杉鷹山公の言によりますと、政の基本、これはみずからを助ける「自助」、近隣社会が助け合う「互助」、そしてこの2つでできないことを補完するために行政が「扶助」と、「三助」と言っておりました。今のいわゆる扶助というのが「公助」、これにかわっているくらいでありまして、まさに政の基本だというふうに私も考えているところであります。

今、市政懇談会を開催中であります。この席上でも再三申し上げますけれども、現在地域コミュニティ活動事業を市としても推進すべく予算づけをして、皆さんからご利用いただきながら、それぞれの地域で特色ある地域をつくるという活動に尽力いただいているわけでありまして、そういう部分をまた十分生かしていただきながら、活性化事業の提案事業予算を十分ご活用いただきたいと思っております。

リーダーの育成、これはもう一朝一夕にできるものではございません。長い時間をかけてやっていかなければならないと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

行政ですけれども、常日ごろ職員の意識改革に取り組んでおりまして、次世代を担う行政のリーダー育成ということを生懸命進めております。セクト主義に陥ってはならないということを生常に申し上げておりまして、自分の部署の行政課題だけではなくて、広く市のことを考えていただきたいということを生申し上げているわけでありまして、若手職員を中心にしたワーキンググループも設けておりまして、一生懸命励んでいただいているところであります。それから議会の冒頭、所信表明の中にもちょっと触れましたけれども、「なんでもいいあう会」的な機会を生創設して、地域リーダーの育成も含めて考えていただこうということでありまして。

こういうさまざまな機会を生捉えながら新しいまちづくりに向けて、やはり行政の中ばかりではなくて、議員の皆さんも当然でありますし一般の市民の皆さんから、批判をするということ

だけではなくて——批判はしていただいて結構なんです。批判をして、さらばどういうことをやればいいのかと、この提言も含めた部分が旺盛になってくるように私はお願いしたいと思っておりますし、期待しているところであります。

2 農業の6次産業化について

農業の6次産業化でありますけれども、これは議員おっしゃるとおりでありまして、この6次産業化、こういうことをどう進めていけるのかということでもあります。今、地域の特性を生かした観光とのタイアップ、あるいは国県を初めとした各種補助事業の導入、こういうことによりまして農家負担の軽減、市内JAを核とした集出荷施設の整備、さらには農業改良普及所との連携によります特産品の提案、今これは雪中野菜と乾燥野菜等がございますけれども、これらを通して地域の特産品の開発、あるいは農家所得の向上に一生懸命取り組んでまいりたいと思っております。

これに限ったことではなくて、雪あかりの中でも特に言われておりますことは、やはり冬季間の売り物といいますか、おいでいただくお客さんから冬も大丈夫だと、冬もこういう品ぞろえがあるということをやちゃんとやっていかなければなりませんので、それらについても鋭意取り組んでいるところでありますので、ご理解いただきたいと思っております。以上であります。

○議 長 1番・笛木 晶君。

○笛木 晶君 1 地域リーダー育成について

私も地域コミュニティ事業を、人材育成なのですけれども、地域リーダー、そういうものを生かしながら人材育成ができないかというのを考えました。それはそういうことの予算をどういうふうに、地域コミュニティ事業をどういうふうに塩沢、六日町、大和の今の市役所の機構の中で、そういうものがどういうふうなことができるのかというのを、どういうふうな提案予算だとか、そういうものなのですけれども、そういう地域が手を挙げればそういうふうな形で予算を回せるのかどうか。その辺、今後の課題として、今大体枠はもう決まっているわけですので、その使い道が限られていると、ある程度限定されているわけですので、それを取り外すことがこれから可能かどうか、その辺をお伺いしたいと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 地域リーダー育成について

今の地域コミュニティ事業の中で提案型という部分があります。これは特別枠などを設けておりませんから、例えば地域リーダー育成のためにこの地域ではこういう事業をやろうとか、それはそれで結構です。どうぞ十分お使いください。足りないということであれば、それは単年度ですぐ追加ということにはなりませんけれども、提案型でありますから、その辺の道路を直そうとかそういうことではないわけでありまして、ある意味ソフト部分ですね。ですから、提案型に予算が足りないということは、今までは全く私どものほうには届いておりませんので、これを十分ひとつご活用いただきたいと思っております。

この中で議員が考えられるような、どういうことかは別にいたしまして、地域リーダーの育成に例えばこういう会合をやりたいとか、あるいはイベントをやりたいとか。そのために必要

なお金、それは全部などというわけにはいかないかと思えます。イベント的になります。ですからそれは十分どうぞご活用ください。市のほうで枠をぐっとはめて、あれはだめだ、これはだめだということはそう申し上げるつもりではありませんので、よろしく願いいたします。

○議 長 1 番・笛木 晶君。

○笛木 晶君 1 地域リーダー育成について

もう1点、そのコミュニティ事業を使うのはわかりましたが、市として研修制度とか研修講座をひとつここで、地域リーダー育成のための研修制度、研修講座、何でもいいのですけれども、そういう組織立った講座みたいな制度的なものを設けることはできないかということでございます。

○議 長 市長。

○市 長 1 地域リーダー育成について

今、地域リーダー育成のためにどういうことが必要かということは別にいたしまして、まずは例えば行政の中身をよく知ろうとか、そういうことであれば出前講座というのをやっておりますし、それぞれ講座は割合とあると思うのです。社会教育関係もあります。ですから、何を、どういうことをという具体的な部分をお話しただければ、それについて検討ということはあるかもわかりません。相当数の何ていいますか、講座的なものは市の主催的なことの中でやっているという部分はありますので、それらでもしご活用できる部分があればそれで結構ですし。

ただ単に例えば農業のリーダーとか、あるいは商工業のリーダーとかというふうに絞れば割合と簡単なのですけれども、地域リーダーと一言にぼんと申し上げて、では何を取得したいのか、あるいは学びたいのかという部分がわからないと、ただ地域リーダー育成講座と言ってもなかなか難しい部分があると思えます。その辺は企画政策課のほうと具体的にまた相談をしていただければと思っております。

○議 長 1 番・笛木 晶君。

○笛木 晶君 2 農業の6次産業化について

農業の6次産業化でございますが、一番有名なもので皆さんが知っている群馬県の川場村の「川場田園プラザ」という道の駅なのですけれども、年間100万人を超える来客がある、農産物の売上は3億円あるというようなことでございます。それは全国農業新聞にも出ていますけれども、当市の雪あかりは年間でも30万人くらいが望めるのではないかと。この次1年間、40万人、50万人と伸ばすには、先ほど答弁がありましたように冬の問題、そう考えますとどうしても加工のほうに行かざるを得ないものがある。例えば大和地区のスイカ、しいたけの粉末化とか、例えばですよ——笑われるかもしれませんがスイカの化粧水とか、そういう何か次のブランド化を目指していかなければ、このままずるずると行かざるを得ないのではないかというのが私の考え方です。その6次産業推進室、係でもいいのですけれども、そういうものをつくってちょっと何か起爆剤となるものを開発していく考えはないかお伺いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 農業の6次産業化について

今、道の駅は今年度で2億円いったのですね、2億円の売上です。これは農産品ばかりということではありませんけれども。我々もこれがやはり5億円になり、10億円になりしていきたいわけですね。そして、30万人、50万人、100万人までいくかどうかは別にして、そういうことを目指しているわけで、その中でやはり冬季間の部分というのはちょっとやはり弱いところがある。さっき触れましたように、例えば乾燥野菜とかそういうことを取り組みながら、具体的に今そのことは検討に入りました。乾燥機を導入するかということも今は検討しているところであります。

ですので、個々の品目についてこれがどうだ、ああだということは申し上げませんが、例えば八色スイカなどは、スイカチョコ、これを開発して今売り始めているところでもありますし、その昔はものにならなかったスイカを、漬物にして販売もしていました。割合とおいしかったのです。だけれども、その販売網やそういう部分がちょっとやはり不足だったのだらうと思えますけれども、そういうふうにはやっています。

それで、市の中にそういう推進室を設けてもこれは確か私はだめだと思う。ですので、今、特産品開発協会というところに若干の人的な補助もしながら、そちらを中心にして市内の特産品を開発していこうということを進めております。これはどうしてもそこを利用しろということではありませんで、自分たちでこういうことをやろう、これをやってみたい、そういうのがありましたらぜひともまたご相談いただければ……。これを市の職員が中心になってあれをやろう、これをやろうと言ってもやはりなかなか現場をきちんと把握をせずに、しかも消費者ニーズを把握せずに市の職員が中心になってやっても、これは私は失敗の方向だと思っておりますので、民間のほうにある意味重きを置いてこれを推進しているところであります。

〔「終わります」と叫ぶ者あり〕

○議 長 昼食のため、休憩といたします。休憩後の再開は1時5分といたします。

〔午前11時57分〕

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

〔午後1時05分〕

○議 長 質問順位4番、議席番号7番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 傍聴者の皆さん、ご苦労さまでございます。それでは通告書によりまして質問をさせていただきます。

1 農業分野の成長戦略について

まず1番目は、農業分野の成長戦略についてというようなことで、お伺いさせていただきます。

安倍政権はアベノミクスと言われる経済政策に沿って、大胆な金融緩和と機動的な財政出動により、市場の好感や国際的な理解を得て、円安・株高が進む中、3本目の矢となる成長戦略を発表いたしました。この中で農業分野では、農業・農村の所得倍増を目標に掲げ、今後10年間で農業所得を、現在3.2兆円だそうです、6兆円に伸ばす。あわせて、農業を成長産業に再生させるとしております。それには小規模農家から生産性の高い大規模営農への転換を促し、

農地の集積なくして生産性の向上はないとして、各県段階で農地中間管理機構を整備し、高齢化した農家の田畑や耕作放棄地など大規模化を目指す農家や農業法人等々に集積をする計画だそうです。ちなみに、全国の耕作放棄地はこの20年間で倍増しておりまして、滋賀県の全体とほぼ同規模まで拡大したというようなことが書いてありました。

また、大規模化をすることで生産性の向上を図り、2020年には米の平均生産コスト、今現在60キロ当たり1万6,000円だそうでございますけれども、4割を削減すると。海外からの安価な米に対する価格競争力を高める計画であります。あわせて農家の利益確保のために6次産業化へも積極的にサポートをして、今や1兆円だそうでございますが、2020年には10兆円の規模に拡大をするというようなことも書いてありました。

さらには日本の農産物、食品の海外への売り込みを強化して、今現在年間約4,500億円の輸出額を2020年までには1兆円に倍増する計画であります。これらの方向性については私も間違っていないと思います。TPP交渉の参加を控えて、ちょっとバラ色の計画だというふうなことで懸念をするところもあるわけですが、以下2点につきまして市長の見解をお聞きいたします。

まず1番目、「人・農地プラン」の取り組みについてというようなことあります。所信表明資料によれば、昨年度は関係機関と連携、協力し28プランを立ち上げた。今年度は市内12地区ごとにプランを作成し、農地集積の推進、新規就農者の増大などを図り、持続可能な農業基盤の確立に向け取り組みを進めるとしておりますが、今現在の状況、今後の取り組みについて考えをお聞きいたします。

2番目として耕作放棄地の現状と対策についてであります。新聞等々によりますと佐渡の事例が出ておりまして、担い手の不足とそれに伴う耕作放棄地の増加が島の農業の悩みであります。米作農家はこの10年間で8,600戸から5,000戸までに減ったそうであります。あわせて耕作放棄地は2倍になったそうであります。我が市の耕作放棄地の現状とこの対策についての考えをお聞きするものでございます。

2 通学路の安全対策について

大きな2番目といたしまして、通学路の安全対策についてであります。先日、我が城内の行政区長との懇談会がありまして、歩道や横断歩道の整備がされていない大変な危険な場所がある。児童・生徒の通学の安全確保のため、早急な対策が必要との強い要望がありました。特に我が城内地区では県道城内焼野線の上原・下原間は一部歩道がなく、横断歩道がないところを横断しなければなりません。また、長原橋の構造上、非常に見通しが悪く、危険な場所であります。次代を担う国の宝である児童・生徒の安全を守るため、通学路の点検・安全対策について市の考えを伺うものであります。壇上からは以上とさせていただきます。よろしくお願いたします。

○議 長 黒滝松男君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 傍聴の皆さま方、大変ご苦労さまです。ありがとうございます。黒滝議員の質問にお答え申し上げます。

1 農業分野の成長戦略について

農業分野の成長戦略ということですが、今議員おっしゃったように安倍政権がそれぞれ打ち出しております、農業を成長分野に位置づけるということですが、残念ながら1つ抜けているのが、減反の撤廃。やはりこれを全部撤廃して、今うちは大体3割ですから全体的には約4割から5割です。その部分で当然増産が期待できるわけでありまして、そうすればその部分の値段は下げられるわけでありまして、当然余る米は輸出ということが考えられるわけです。本来これをぜひとも盛り込んでいただきたかったのですが、これから具体的な中で長島農林政務官とそういうことも我々は訴えていかなければならないと思っております。

それは別といたしまして、「人・農地プラン」でありますけれども、現在私どもが進めておりますことは、平成24年度に地域振興局、市内JA、土地改良区、農業委員会等と連携をして推進チームを立ち上げまして、市内で28のプランを一応作成することができました。この成果をもとにいたしまして、平成25年度、今度は市内を12の地区であります。12というのはご存じのように旧々村単位ということです。市内全域を対象にして12の地域に分けてプランを作成しようということで現在取り組みを進めております。

現状は5月21日付で塩沢地域の4プランの作成が完了いたしました。現在、大和、六日町地域の8プラン、これを6月中に作成しようということで取り組みを進めているところでありますけれども、昨年度取り組んできた中で、農家の皆さんへの周知も進んだことから農地集積についても徐々に加速していくものだと思っております。当然ですけれども、今後もこの取り組みを進めることによりまして中心的経営体の経営基盤の確立を通して、農業の競争力の強化はある程度図れるのではないかとと思っておりますが、農業を取り巻く環境というのは非常に厳しいわけでありまして、今ちょっと触れました政府が今後もっと具体的に示すと思われる新たな政策、施策あるいはTPP交渉、これらの動向について注意深く見守ってというところが現状でございます。

耕作放棄地の現状と対策でありますけれども、今現在平成24年度で確認した中では、農業委員会が全部農地パトロール等をしてやっていたわけでありまして、田んぼで14.6ヘクタール、畑で28ヘクタールの合計で42.6ヘクタールの農地を耕作放棄地として把握をさせていただきました。そして農委のほうでは、担い手育成総合支援協議会の事業の中で、耕作放棄地再生利用交付金による対策で取り組んでまいりまして、平成24年度は菟神の今町地区で田んぼが2筆、10アール、これは1反歩です。事業費で54万6,000円、城内の法音寺地区で畑3筆、これは私のところでありましたけれども、ようやく耕作をしていただく方がみつかりまして、55アール、5反5畝ですね、事業費が46万2,000円の事業を行ったところであります。

この事業費の2分の1がご承知だと思いますけれども、国から補助金として事業主に交付をされるということでもあります。平成25年度におきましても、事業主への交付金として当初50万円の予算を組んで市内3か所程度での再生事業に取り組む計画でいるところであります。耕作放棄地、これをなるべく少なくしようということで、交付金等を有効に活用して今進めているところでありますので、よろしくお願い申し上げます。

2 通学路の安全対策について

通学路の安全対策であります。この後もし具体的な部分になってまいりますと、教育長のほうに答弁、あるいは建設部長に答弁という部分があるかもわかりませんが、概略を申し上げさせていただきます。

昨年の4月だったと思うのですけれども、登下校中の児童の列に自動車が入り込んで死傷者が出るということが相次いだわけでありまして、これを受けて文科省、国交省そして警察庁、この3省庁が連携いたしまして、「通学路における緊急合同点検等実施要領」によりまして緊急合同点検を実施するよう、当然ですけれども、県を通じて我々のところにも依頼があったわけでありまして。

学校による危険箇所の抽出と合同点検の実施、それから対策必要箇所の抽出調査を昨年の10月に関係者であります教育委員会、小学校、南魚沼警察署、道路管理者——これは国、県それから市でありますけれども、これにより実施をさせていただきます。市内33か所について対策が必要であるということでありまして、対策必要箇所につきましては、道路管理者が検討して対応するということでもあります。

それから道路管理者が異なる交差点での対策。これにつきましてはお互いが連携を取りながら対応していこうと。それから、市道における歩道設置が必要な路線につきましては、順次社会資本整備総合交付金によって実施をしていこうということにしております。それから教育委員会としての通学路の危険箇所、安全総点検については、小学校と中学校あるいはそれぞれの学校で若干対応の違いはあるかもわかりませんが、全ての学校で通学路の安全点検を定期的に行っているところでもあります。

小学校においては、先生が学期に1回は安全点検を実施する等いろいろやっております。安全マップも作成しようということでもあります。それから中学校も学期1回の地域生徒会で地域の危険箇所について話し合ってもらって、危険箇所のマップを作成したり、そしてそれを校舎に掲示したりしようということでも生徒に周知をしております。その他にもいろいろやっております。

それから、安全確保の現状であります。先生あるいは地域住民の皆さん、保護者、民生委員あるいは老人クラブ等のボランティアによりまして、交差点での横断指導、登下校の見守り隊の実施について協力いただいているところでもあります。学校、PTA、環境交通課、教育委員会での信号機あるいは横断歩道等の安全施設の設置要望も行っております。

城内焼野線ということが出ましたので、お答え申し上げますけれども、現在の工事区間は今年度完了する予定であります。それから今後の整備予定として、直線区間は歩道整備事業をやろうと。それから西珠院の脇でありますけれども、これは線形改良で整備する予定であります。今現在行っております事業が今年度で一旦は終了ということになります。これに引き続き事業導入するために地域振興局地域整備部と県庁の中で今協議が進んでいるという現状でございますので、よろしく申し上げます。以上であります。

○議 長 7番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 1 農業分野の成長戦略について

それでは若干お聞きをさせていただきますが、「人・農地プラン」の件でございますけれども、ちょっと前までは先祖伝来からの田畑をやはり守っていかなければならないというようなそういった思いが強かったようでありますが、我が集落でも二、三人の方が法人のほうに出したというふうなことも伺っております。若干前とはそういった考え方も異なってきておるわけですので、ぜひ、この方向性は本当に間違っていないくて、こういったことで進めていかなければならぬなか、2番目のほうにも連動するわけですが、耕作放棄地がますます増えてしまうというふうなことにもなりかねないわけです。ぜひ、この「人・農地プラン」については、今、塩沢地区が4プランでしょうか、大和・六日町が8プランというふうなことですが、進めていっていただいて、集約をしていかなければならないというふうなことだと思いますので、今後の取り組みに期待をいたします。

2番目の耕作放棄地のほうに移りますけれども、いただいた資料によりますと平成23年度が田畑合わせて57.8ヘクタールから平成24年度、42.6ヘクタールに若干減っているというふうな数字になっております。この減っている原因をもし把握していただければと思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 農業分野の成長戦略について

具体的な部分については私が把握しておりませんので、農林課長か農業委員会事務局長、どちらか……。農業委員会事務局長に答弁させます。

○議 長 農業委員会事務局長。

○農業委員会事務局長 1 農業分野の成長戦略について

この耕作放棄地につきましては、平成21年の農地法の改正に伴いまして調査の名称が変わっております。以前は荒廃農地調査という名前でありまして、そのあと平成24年度から今ほどの農地の利用状況調査という名前になっております。若干集計方法が違うということも1点ありますし、農業委員会といたしましても農地法の30条の規定に基づきまして、農地パトロールしたあと、耕作放棄地の方々に若干ですが、どうかしていただけませんかというようなお願いをしているところであります。わずかではございますが、そういう効果が出たのではないかと考えております。以上です。

○議 長 7番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 1 農業分野の成長戦略について

いろいろな地主の方等々に話をして減ったというふうなことですが、ちょっとこれには触れられませんが、鳥獣被害がますます多くなっているというようなことが予想される中で、これがどんどん増えていくようでは困るわけです。また、農業委員会等と通じながら対策を立てて、なるべくそういった放棄地が少ないような形で進めていっていただきたいというふうなお願いをいたします。

私の集落なども特に畑といいますか、そういったところが、自分の家でもそうですが、

ちょっと山沿いのほうはなかなかつくれないというふうな現状もあるわけです。ぜひともまたそういった取り組みをしていただいで、放棄地が増えないような形でお願いをしたいというふうなことで、この件につきましては以上で終わりとさせていただきます。

2 通学路の安全対策について

大きな2番目の通学路の安全対策についてでございますけれども、今市長からいろいろ話がありました。特に西珠院のところは通学のみならず、我々も毎日毎日あそこを通るわけですが、一般の方も非常に危険なところでございます。前にも1回質問をしたこともあろうかと思っておりますけれども、特に冬場は道路が当然狭くなるわけですし、歩道がないというふうなところですので、いろいろな意味での事故が起きてもおかしくないというふうなところでございます。一日も早く今の工事が終わって、速やかにそちらのほうに移っていただいで、歩道をつけていただいたり、また横断歩道がないところはきちんと横断歩道を整備して子どもたちの安全・安心を確保していただきたいというふうに思います。

あわせて長原橋の件でございますが、私ももう時効ですから言いますけれども、ずっと前にあそこでちょっと接触事故を起こしたことがあります。本当に見通しが悪いところでございます。特に車を運転していると、ちょうど欄干といいますか両側の親柱と言うのですか、あその高さが運転をしているところの目線と同じくらいになりまして、非常に見通しが悪いところでございます。

私は橋の構造上等々のことはわかりませんが、新しい歩道を八海山側につけていただいたわけですが、前の歩道が五、六十センチくらいの歩道でしょうか、橋の上の左右にまだ残っているというふうなことで、非常に危ないところでございます。さっき言った技術的なことは私はわかりませんが、橋の構造上のこともあると思っておりますけれども、あの歩道は撤去をしてなるべく車道を広くし、親柱というのですかそういったところの対策もちょっとやはり考えて、見通しのよいところにしなくては全く危険でありますので、ぜひそういったことを、できる、できないは私はわかりませんが、お聞きをしたいというふうに思います。

○議 長 市長。

○市 長 1 農業分野の成長戦略について

耕作放棄地で、ご質問ではなかったのですが、鳥獣被害ということではありますが、きのう実は山岳遭難救助訓練が五十沢のキャンプ場でありまして、行く途中に見たのですが、永松地域の方だと思っておりますが2か所ほどパイプを組んでそこにネットをかぶせておりました。ああいうことで効果があるとすればパイプあるいはネット——山際の部分は、一般的には産物としてそれを農業所得として出荷をしようという方は割合と少ないわけでありまして、大体は皆さんが俗に言う「せつつあい畑」ということですから、ああいうことでもし防げるのであれば、これは大きな対策の一步だろうと思っております。ちょっと検討しながらパイプとかネットくらいのことであれば、そうお金がかかることではありませぬので、ある意味それらについて市が支援をしながらやっていくという方向も考えられないばかりではないなという気はしておりました。これは対策をちょっと検討してみたいと思っております。

2 通学路の安全対策について

歩道について、具体的な部分については、建設部長に答弁させますので、よろしくお願いたします。

○議 長 建設部長。

○建設部長 2 通学路の安全対策について

長原橋ですけれども、橋の両サイドにあるその50センチ歩道というのは、多分ご要望によって県が歩道としてつけたのではないかと思います。それにつきましては当初なかったものですので、今上流部に歩道橋がありますから撤去できるだろうと考えています。あと親柱につきましては、構造自体が物が何かによって異なると思いますけれども、コンクリート製品であれば実際親柱の頭をはねていただいた場所もありますので、現場のほうを確認させていただき、道路管理者、県のほうに協議をさせていただきたいと思います。以上です。

○議 長 7番・黒滝松男君。

○黒滝松男君 2 通学路の安全対策について

ぜひ、長原橋の件ですね、1回現地を見ていただいて、先ほど話したように技術的なことは私はわかりませんので、両側に橋の上に歩道が現にあるわけですけれども、撤去はできるのであればしていただきたいと思います。親柱と言うのですか、それについてもまた現地を見て、対策が可能であれば、ぜひそんな形で見通しのよいような箇所にしていただければと思います。これは区長会でも本当に強い要望がありましたので、ぜひ現地の確認をしていただいて対策を練っていただきたいというふうなことをお願いいたします。

それから、そのことはおいておきまして、鳥獣被害のことはちょっと質問事項になかったのですが、今ほどパイプやネット等々の話もありましたので、いろいろなことをやりながら耕作放棄地の、ゼロにはなかなか難しいのでしょうかけれども、それに向けて今後もまた取り組みをお願いして質問を終わります。

○議 長 質問順位5番、議席番号3番・林 茂男君。

○林 茂男君 議長より発言を許されましたので、通告にのっとりまして一般質問をさせていただきます。

市内スキー場の水道をすべて公共水道体系に

今回は市内スキー場の水道を全て公共水道体系にというテーマでやらさせていただきます。当市の基幹産業と位置づけられております観光ですが、その一翼を担っておりますスキー場の営業がございまして。その衰退が言われて久しいわけでありまして、報告等にもありましたように、私も実感しておりますけれども、若干の回復の兆しがこのシーズンは見ることができました。大いに期待しているところであります。

市のさまざまな観光分野におけるイベントの手助け、また補助等もあります。四季観光への積極的な取り組みも大いに評価をしております。しかし、過去の市長の、私もここでいろいろな発言をさせていただいた経緯がありますが、その際、市長のほうから答弁もありましたが、スキー観光そのものへの支援はなかなか難しいということで、一体何ができるのか逆

に提案してほしいというようなことが言われてまいりました。

先般報告にもありましたが、産業建設委員会の事務調査等の中で、何が問題でどんな支援ができるかということを経験委員一同で考えた経緯があります。スキー場の支援には市は一昨年のある水害では、果敢に対応をされました。極めて異例なことだそうですが、土砂等の災害に対しまして民営の部分に対して公費で負担していく。異例だったと言われております。また、その後進出企業の方々への工場誘致に等しいような形での税制支援策も講じられております。

しかし、一方で反発もありました。その産建の委員会で参考人として招かされていた南魚沼のスキー場協議会の会長である上越国際の峠さん、この方もおっしゃってございました。既存のスキー場にこそ目を向けるべきであるという言い方をしておりました。淘汰は必然的に進んでいく。非常に多く増えた分淘汰は進む。またそれを歓迎する向きである、というのはやはり残れるところが残っていかないとこの産業はだめだという言い方でありました。新参ではない既存のこの地域を支えてきたスキー場にこそ目を向けろという意味だったというように解しております。

では、何ができるかということであります。支援とはいえ、直接そういう営業者の皆さんに公金を渡すことなどは当然できるわけはありません。ある意味、これまでイベントやいろいろな補助金等もそうではありますが、支援のそれ以上に大きなことはこの地域においては観光のインフラであったと思います。この地域における道路はもちろん、橋、高速道路や駅、例えばこういうものの全てがこの地における観光業とのマッチングの中で進められてきた、公共の施設等はそういうことが多く観光インフラの内容を包含してきたものだと思っております。

現在もそうでありまして、これからもそういうことは変わらないだろうと思っております。峠さんもやはりこの観光インフラをきちんと行政の皆さんにやってほしいということが、やはり主題でありました。私は自分の経験上から、自分もその中で商売をしている一員として直接直面している現場の声として、さらにそのところから一步踏み出したいと思っております。

観光インフラの中で実は見落とされてきた部分、大きな課題があります。それが今回のテーマだと思っております。当然ですがスキー場は山にあります。宿命的といえますか、その水事情は実は非常に脆弱な体制の中でやられております。水道の配水区域の問題もあります。観光インフラ整備の中でこれまで見落とされてきた歴史的な経過が今まで続いているというふうに思っています。いろいろな事情もありました。特に商売をそこでやっている以上、受益者負担の最たるものというか、商売をやっている皆さんがやるのは当然ではないかというところが非常に大きくあったものというふうに思います。

昔は例えば山の上の食堂の使用水、この程度であれば確保は山水等で足りたという時代がありました。しかし、現在はトイレが全て水洗化され、今や大量の水を必要としているというのが実態であります。商売の根本、水なくして商売は成り立たないという状態です。今私は地元で石打丸山スキー場の専用水道組合の組合長をやらせていただいておりますが、専用水道は関係事業者でももちろん組合が賄われているわけですが、その中で自主管理などによる負担、料金の問題もそうではありますが、市の公共水道と比べてこれははるかに高く、その継続への、

今組織されている組合員の皆さんの将来不安というのは非常に大きなものがあります。

この議場ではよく市の水道に対しての問題がいろいろ議論されました。県下ワースト何番とか、全国でも高い水道料とかいろいろ言われてきました。しかし、私が知る範囲において、過去この議場においてもスキー場等の水道料金が問題になって、それを議論された方は果たしていたでしょうか。私は実際のところをこれから短い時間でちょっとまとめて言いたいと思います。

石打丸山スキー場の例だけをちょっと述べさせていただきますが、当時新幹線の建設における水源枯渇補償の中で、鉄建公団の皆さんがその補償に対して水道の施設を整備しました。それまでは全部山水であります。これを下の麓に井戸を掘って、そこからポンプアップするという形で補償工事がなされました。その後、この仮設の設備はそのまま山に残していったという経緯があります。飛躍的に給水事情がよくなり、山水をそう当てにしなくてできました。

しかし、これは料金に跳ね返ってまいりました。ピーク時は私の記憶では平成の最初のころ、800円から900円、これは立方当たりです。立方800円から900円の水がありました。8割はそのころから既に水洗トイレで使用されるパーセントであります。はかったことまであります。我が家では3か月で120万円を超える水道料を払った時期がありました。今では想像できない状態です。今は大変だということで、我々の先輩方がもう一度山水に返って、山の湧水等、2尾根くらい超えたところにあるその水源地まで黒パイを引っ張り、水を集めている状態です。そのような中で麓からのポンプアップをやめ、今そういう状態が取られております。

料金はそういう状態に戻しましたが1立方350円。そして、何年かに1回はポンプの入れ替え等を行う中で、現在水道料金は450円という値段であります。1回のトイレの使用で——私もきょう調べてきましたが1回どのくらいの水をトイレは流すものなのか。これは13リットルだそうです。そういうタイプのトイレ容器だそうです。

余談ですが、TOTOの最新の節水型で5.5リットルだそうです。今もって13リットルのものが多い。こう考えると最高時で、では1回のトイレは幾らだったのかと言うと、11円70銭という計算になります。女性は最低2回流します。女性の議員もおられますのでわかると思いますが、排便の音が気になるからであります。そうすると1回当たり23円40銭。現在は先ほど言った価格を下げましたのでその半額ということになります。

スキー場のトイレがよくないという話が昔から言われました。このトイレの設置状況でやはり考えなければいけないのが、この水の料金の問題があったと思います。恐らく日本一高い水だったと思いますし、今もそうかもしれません。ほとんどの事業者はこれを諦めてまいりました。自分たちの問題だと思って諦めてきました。お客さんも何も思っていない。節水の意識もほとんどないばかりなのですけれども、そんな状況の中で以前のスキー観光の興隆期はこの負担に耐えることができました。しかし、今本当に待たなしで支援を行う、そういう時代に入っていると思っております。

公共ではない水事情は、一方で防災の不公平も生んでおります。このあと質問のところに加えますが、実は消防の管轄外という形になっております。先週、現状の山の水源地の調査を地

元で行いました。実はこのときに市の水道の関係者の皆さんにも同行していただきました。行政の皆さんがタッチしたのは初めてのことだったと思います。諦めていた多くの関係者はそこに一縷の望みを今持っているところがあります。行きますと、険しい山を細々とした黒パイがその斜面に横たわっている状態であり、以前のあの水害のときに清水集落で水源地まで登っていく中で見た、ああいう状態がいつ起こってもおかしくないということを本当に毎日想像している状態であります。これでいいのかなというふうに思います。

本当にどういう支援ができるのか。目立った部分ではありませんが、観光を語るときにこういうようなところの整備こそ今一番急がれて、税制の改善とかはなかなかできませんけれども、そういうことで事業者を真の意味で救う、また地域の産業を真の意味で救う面としてどうしても目を離せない部分ではないかと思い、今回テーマにさせていただきました。以降4点についてご答弁をいただきたいと思います。

1つ目は、現在市内各スキー場の水道事情はいろいろで先ほどから言っているとおりさまざまあると思います。公共のものを使っているところもあるでしょうし、私どものような専用水道もあると思います。どのような状態を把握されているかお答えをいただきたいと思います。

2つ目に、これまでさまざまなところから今言ったような問題提起等が市当局に対して要望・陳情のような形で、支援をお願いするような経緯はありましたでしょうか。

3つ目、先ほども触れました消防について防災上の関係。これだけ多くのお客さまが集まる中で、非常にこれまで片手落ちで、どちらかというところと光が当たらなかった部分ですが、このままでは到底いいとは思いませんが、これまでと同様にやはりその事業者に任せていって防災、消防という観点から見た場合に正しいかどうか、見解をお聞きしたいと思います。

4番目に観光インフラの整備、事業者の将来負担の軽減、防災上の格差是正という観点から、私は市内全部のスキー場等の水道を公共の水道体系に組み入れるべきだと思いますが、市の方針をお聞かせいただきたいと思います。以上、壇上からの質問は終わりにさせていただきます。

○議 長 林 茂男君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 市内スキー場の水道をすべて公共水道体系に

林議員の質問にお答え申し上げます。具体的なお答えを申し上げる前に、前段で林議員が申し上げましたことに若干私が違和感を持ちましたので、お答えをさせていただきます。まずこの受益者負担だからスキー場がやればいいやという考えを持ってこの水道事業をやったことはないわけであります。私ができる範囲というのは六日町でありますけれども、六日町で申し上げますと例えば八海山スキー場が新たにおいでになるときに、あそこまで水道というのは非常に大きな問題でありました。しかし、これはスキー場関係のほうで独自に水源を調達する、そのほうがいいということで、現在の八海山の中腹から持ってきている。ですから今、八海山は水道料金としては特にもらっているかどうかわかりませんが、ほとんど負担はしないで済むような感じだと思っております。当初の設備は別であります。

そういうことで、これは決してスキー場を別物扱いにしてやらなかったということではないということだと思っております。現に1つ目のこのスキー場の水道の形態を申し上げますけれ

ども、今お話にありました石打丸山については、これは専用水道ということでやっている。石打花岡は上水道区域であります。それから舞子スノーリゾートも上水道がほぼであります、一部区域外というのがございます。それからMt.グランビューは専用水道、上越国際は自家水道であります。自分で、確か井戸だと思いますね、掘って下水関係も全部やっているということであります。あとシャトー塩沢が上水道で一部自家水道、六日町スキーリゾートは全部上水道、八海山は申し上げましたようにこれは自家水道です。それから五日町スキー場は上水道、八海山麓は上水道。上水道がほとんどなのです。

どういう理由があってスキー場開設時にいわゆる水道区域内、水道の配水区域内に入らなかった、入れなかったと、これはちょっと私分かりませんので、そうそのことを今詮索しても詮ないことでもありますから、問題は議員がおっしゃったような方向性がどう取れるかということでもあります。1番のこのスキー場の形態を申し上げました。

それから2番のこれまでに要望や陳情のあった支援の経過ということでもありますけれども、これはMt.グランビューがああいう形でありまして、それこそ全盛期はほとんど問題なかったわけなのですけれども、水源がちょっと枯渇気味、あるいは配水池からの漏水、これらも含めて非常に危機的な状況だということの中で、水道をとにかく何とかしてくださいよということでもございました。これは対応しました。後ほど申し上げます。

それ以外に今現在、こういうスキー場関係の中での水道、上水道への編入とか、あるいは施設への支援とかということについては今のところはございません。Mt.グランビューにつきましては、やはりあそこに定住者もおりまして、生活者緊急支援として専用水道組合に水源井戸の掘削、それから老朽化施設の改良これらの支援を行いました。そして、この専用水道の需要に不足する水量の供給も、上水道側から行って来たというところでもあります。この施設改良工事は今秋をめどに完了予定になっております。

消防や防災との関連であります、この消防・防災ということになりますと、冬季間のスキー場は例えばスキー場の中で火災が発生したとか、これは消防ポンプが入ることができませんので、防火安全対策としてスキーシーズン前に各施設に立ち入って、避難訓練を初めとした防火管理の徹底をお願いしているこういう体制であります。

火災発生時の水利確保につきましては重要であります、現在のところ公設の消火栓はほとんど整備されておられません。スキー場内の専用水道に設置された消火栓で火災対応しているというところでもあります。一部水圧不足という部分もあるようでもありますので、これらを調査しなければならない。

それから、今後の対応では専用水道の中で要望のあったところにつきましては、可能な範囲で消火栓本体の支給を行っていけばどうか。あるいは防火水槽をつくっていただければどうか。水利確保、防火水槽の設置等もちよっと視野に入れていかなければならないかということは考えております。

それから4番目の観光インフラ整備、事業者の負担軽減、防災上の格差是正、こういう観点からということでもあります。水道というのは当然ですけれども、生活していく上で基本的なイ

ンフラでありますから、本来でありますと全ての市民あるいはそこを訪れていただいた皆さん方に上水道を供給できる状況にすることが理想であります。普及率100%ということですね。これはそれが一番理想であります、管路・配水池こういう施設状況あるいは水源、こういう上水道編入が可能な状況であるか調査をまずやらなければならないと思っております。

それからもう1つは公営企業であります。公営といえどもやはり企業でありますので、施設の新設費用あるいは既設水道施設の老朽管等の更新費用、それぞれの事情をやはり調査をしなければなりません。そして慎重に判断をするということになります。それから一番手間取りますのは上水道編入、この区域編入には厚生労働省の認可変更が必要であります。当然石打丸山あるいは上越国際とかそういう部分は上水道の区域ではございませんので、これをまずやらなければならない。

それから、例えばこの水を今の畔地浄水場から供給するということができる部分はそれで結構なのですけれども、そうでないということになりますと、独自水源でやらなければならないということになりますとやはり相当時間がかかるということです。独自水源をもう1つ設けるということではですね。ですので、ちょっとこの時間的な事情はございます。

そうは言いましても、観光インフラという部分から見たりしますと、整備あるいは事業者の将来負担の軽減という観点からは、それぞれのスキー場が本来上水道だ、専用水道だ、自家水道だということだけでなく、全部一律に上水道区域に入ることが望ましいわけでありましてけれども、それぞれスキー場の事情で、先ほど触れました八海山スキー場等は全くそういうことでもありますし、それから当時、ちょっとわかりませんが水道の高料金を敬遠しているという部分もあったのかもわかりません。いや、石打丸山という意味ではないですよ、そういうこともあるのかもわからない。それから水道事業者側の事情も当然あったと思います。施設整備に多額の投資が必要だということですね。一律に論じることはできませんけれども、今現在水道事業管理者を中心にして関係部署で連携を図りながら検討を進めていこうということでもあります。

投資コスト面では、これは水道だけがではそれを全部、水道事業の中でやればいいのかと。Mt.グランビューの場合は若干一般会計のほうからも、生活者という部分で支援をしながらやっていったわけでありまして。そういうことが可能か否かということでもあります。

それから、防災上の格差是正ということでもありますけれども、これは防災上の格差があってもいいとは思っておりませんので、上水道での消火栓の設置が難しい状況であれば、先ほど触れましたように防火水槽の設置ということの整備手法についても消防のほうで検討しなければならないということになります。

具体的に触れますと、石打丸山スキー場ということだけに限って見ますと、これは議員ご承知のとおり現在給水区域外ですね。それで先ほど申し上げました国への認可変更の手続、それから専用水道の廃止手続、こういうことになりますので上水道の編入手続だけでも最低2年にかかるということになっております。実情をきちんともう一度調査をしながら、どういう方法が一番いいのか。まさにスキー場の最盛期では、そう苦になったかならないかわかりません

が、余り出なかったお話でありますけれども、非常に厳しい状況でありますから、当然こういう話も出てくるのだろうということはある程度予測をしなければならないことだと思っております。

それから、これも議員から具体的にお話が出ましたのでこの場でお話し申し上げておきますが、皆さん方がお話をお聞きしたスキー場関係者の方が、今あるスキー場に対して支援をどうするのだと。淘汰されてそれは仕方ないのだということもおっしゃったということでもあります。経済の原則からいえばそれは淘汰されても仕方ないかもわかりません。しかし、これは淘汰されるというか、閉鎖をする原因が経営をする会社がおかしかったのですね。スキー場自体は、全くもうスキー場だけとりますと黒字で全部済んでいる。しかも、あそこの上の原地区はあれだけスキー場を中心にして宿泊施設、そして住民もおりまして、これをただ単に傍観しているだけで市の責任は果たせない。そういうことの中から新たな支援策も含めて考案をして、皆さんから認めていただいたわけでありまして。

その際、その皆さん方からもお話をいただきました。そのスキー場だけを対象にしているではありませんと。例えば具体的にこれこれのスキー場でもう撤退せざるを得ないとかそういうお話が出て、新たな経営者があらわれるとすれば、それは当然それを全部適用させますと。例えばそれがホテル1つであってもそうですよということで、今はそうだけれども、いずれそういう時期が——時期といいますかそういう事態に陥ったときは、全てみんなこの条例に基づいて、今の支援策に基づいてやりますからということもお話を申し上げます。余り既存のスキー場が全然恩恵がなかったとか、あるいは淘汰されてそれは当たり前なのだというような議論がスキー場関係の皆さんの中で話が出ますと、非常にやはり統率のとれないこととなりますので、議員のほうからひとつ十分戒めをしながらお話をさせていただきたいと思っております。余計なことではありますけれども、ちょっと気になりましたので申し上げさせていただきます。以上であります。

○議 長 3番・林 茂男君。

○林 茂男君 市内スキー場の水道をすべて公共水道体系に

先ほど、冒頭の一番最初に市長から言われた部分は、受益者的な話ですが、それは私もそう思っていないくて、やはりうちの歴史的経過の中で当然あったことだと思います。ちょっとその辺は誤解がないようお願いしたいと思います。

大体わかりましたが、消防の部分でちょっと私がどうしてもその辺のところを早く解決しなければいけないなど思っている部分があります。先ほどの質問のところでもう一度お答えいただきたいのですけれども、うちも実は山の例で言うと2年連続で水道管が破裂したのです。専用水道の管が破裂しました。これはたまたま週末で両方とまって、えらい量の水がやはり圧がかかっていますのでプール状になります。雪がその上に2メートルくらい積雪しているわけなのですけれども、そこを全部スキー場のバックホウを借りてきて掘削して止水栓を止めてやります。

その間、そこからの下のほうにある部分の営業施設は全部営業できない状態がありました。

これは当然市のせいでも何でもなくて我々の責任ですけれども、こういったことがあります。その部分で全部消火栓もまかなわれています。多分市では、以前議会の中で話を聞いていると、何メートルおきかに消火栓の設置等がやはり義務づけられているだろうと思います。ただ、これだけ先ほどから繰り返したいですが、不特定多数のお客さんがいらっしゃる部分でそういったところがきちんと整備されていないというのは、観光を標榜している本市として、果たしてそれがいいのか。やはり是正がどうしても必要ではないか。これは水道やどういう組織が、例えば公共になるか専用水道のままでいるのか、そういったものを抜きにしても早く解決しなければいけない問題だと思います。

先ほど防火水槽の問題もありました。ではこれは今までどおり、現在の専用水道の中では地元が水道組合で消火栓等も設置しなさいと、現品の支給はしていただいています。本当にありがたいことだと思っていますが、それでも若干公平感のなさをやはり我々は感じるわけであります。その中で防火水槽の設置について誰が負担していくのか、こういった部分も出てまいります。そういったところの見解をまたお願いをしたいと思います。

もう1つは、先ほど2年はかかると市長がおっしゃいましたが、給水区域の国、厚労省ということでもありますけれどもその認可、非常に高いハードルがあるということは水道当局の皆さんからも聞いております。それに向けて今調査を始めさせていただき、議場でこれまでこういう議論がされなかったことを今私がまさにここでやっているということは、我々の歴史の中では初めてのことであって、本当に意義のあるものだと思います。ここから始まると思っておりますが、この給水区域が国に認定していただくように努力をいただくこと、そしてその部分だけではまだ収まりませんが、これをもってクリアした場合に、あとは企業でありますので収支の問題もあると思いますが、その後もう一步踏み出すかどうかは政治判断になるだろうと私は思っています。この点について市長の見解をお聞きして質問を終えたいと思います。

○議 長 林 茂男君の再質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 市内スキー場の水道をすべて公共水道体系に

お答え申し上げますが、防災上の問題点につきましては、これはいわゆる一般的な地域につきましては当然市が責任を持って、消火栓は半径 100 メートルだったか、いわゆる水利は 140 か 150 メートル、これはそういうことで設置していつているわけですが、開発行為等によりまして広範な部分を開発された場合については、これはそのときどきの自治体との協議によって、結局はその開発行為者が規定に基づいてきちんとやっていかなければならないことになっているわけです。そこに市というか自治体がどのくらいの支援をするかというのは、それはそのときの状況であります。

例えば例を挙げますと八海山スキー場ですけれども、これも同じ状態なのですね。防火水槽などどこかにあるかどうかちょっと私はわかりませんがそういう状況ですので、一概に全て市が責任を持ってやらなければならないという範疇ではないということをご理解ください。ただ、そういう状況が幾つも点在していていいということは考えておりませんので、いわゆる公費と

してやれる部分、あるいは皆さん方から負担金をもらってやらなければならない部分、こういうことをえり分けながらどこに問題点があるかというのを今、防災面については消防のほうで洗い出しを始めたというところでもあります。

それから水道の給水区域これですね、変更をかけて給水区域の変更が認められると、これはもう給水区域を変更しようということ自体がもう市の責任になっていくわけです。給水区域に入りますと、市がどういう方法とかは別にして、市が責任を持って給水を行わなければなりません。ですから、それから先の「市の心構え」などというものも普通の水道と同じにしていくと、それ以外にないわけでありませう。

ですから、給水区域としてそこを認定していくか否かということ、今検討を始めたということです。それも石打丸山ということだけでなく、いろいろの場面も想定しながら、現状も想定しながら、これも認可変更を上げるということは、市が認可変更後、施設をどういう形であれ市の責任で運営をして、そして新たに設置すべきものは設置していくということになります。この作業が始まったというふうになったときは、もう全くあとは議論の余地がない、こういうことだということになりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 3番・林 茂男君。

○林 茂男君 市内スキー場の水道をすべて公共水道体系に

はい、ありがとうございます。今ほど市長が触れられたので、最後に言おうと思ってとっておいたのですが、我々のところで言うと地元の皆さんは、これは市の一般的な料金よりも高くなっても、そんなことは全く構わない。ただ、料金の問題以上に、今後のこの山を支えていく後継者の問題、将来の不安を1つでもクリアしていきたいというのが、本当の心の中だというふうにもみんなも言っておりましたし、私もそう思っております。

これは私は先ほどから石打の丸山の例だけ上げて申し訳ありませんが、決して丸山だけではなくて、市内全体のところを今回のこういう、やはりそういう不備な部分というか、行政の光の当たっていない部分で以前とは変わってきてしまって、なかなか大変なところがあるということ、ぜひお聞きいただいて、今後の問題に対処いただきたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。以上、終わります。

○議 長 林 茂男君の再々質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 市内スキー場の水道をすべて公共水道体系に

おっしゃるとおりでありますので、そういう方向を水道事業管理者ときちんと模索をしながら進めているというふうにご理解いただきたいと思っております。

○議 長 質問順位6番、議席番号17番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 久しぶりで返事の仕方を間違えてしまいました。それでは通告に従って一般質問をさせていただきます。ちょっと余談ですけれども、娘から今度は何だと、憲法だと、この前は国旗だったねと、余りうけない質問をしないほうがいいよというふうに言われました。ただ、私自信こだわりもありますし、こうした問題について市長に投げかけて、市長がどのような政治感、国家感を持っているかというところをまた確認するというのもいいのではないかと

なというように思いながら質問を組み立ててみました。

1 日本国憲法は改正すべきか

1つ目は日本国憲法を改正すべきかというテーマで質問させていただきます。質問に入る前に、憲法12条、これは基本的人権の項に入ってくる内容なのですが、この条文について読み上げさせていただきます。「この憲法が国民に保障する自由及び権利は、国民の不断の努力によって、これを保持しなければならない。又、国民は、これを濫用してはならないのであって、常に公共の福祉のためにこれを利用する責任を負ふ。」これは私が日本国憲法の条文の中で最も重要視し大切にしている部分であります。そうした基本的な考えに基づいて質問させていただきます。

日本国憲法はご承知のように、法治国家日本の基本法であり、あらゆる統治行為の最高規範といえるものであるとそう思います。その主要な内容は3項目あります。「基本的人権の尊重」「恒久平和主義」「国民主権」そして日本国憲法は国民を主体として、国民と国家との間の契約条項として書かれています。言いかえれば日本という国のありようと国家及び公的機関の責務を明示したものであると、そのように言えるものであります。

日本国憲法は世界的に見ても成文憲法としては非常に完成度の高い基本法であり、欧米の歴史観・政治観を反映しているという側面はありますが、大部分の条項は現在でも国家統治の基本法として世界最先端の憲法として通用する内容であると思っております。

ただし、1点だけを除いてであります。その1点というのは、独立国家の国家機関の最大の義務であろう国家の危機管理に関する条項がないということであります。独立国家にとっての最大の危機とは、これは大規模災害もあるでしょうが、それは限定的であります。そうではなくて、歴史を見ればわかるように、最大の危機とは他国による武力侵略、あるいは他国による内乱誘致、または他国による反国家、反社会的煽動、情報宣伝行為などが上げられると思えます。当然ですが、日本国の刑法ではこうした犯罪行為に対しては外患に関する罪、あるいは内乱に関する罪として規定されております。しかし、これは非常に適用が難しいものでもあります。なぜなら基本法がないからです。

話を戻しまして、きちんとした危機管理条項を持たない憲法は、国家及び公的機関の最終的な統治行為の責任を曖昧にするものではないかというように私は思っております。憲法前文では「日本国民は、恒久の平和を念願し、人間相互の関係を支配する崇高な理想を深く自覚するのであって、平和を愛する諸国民の公正と信義に信頼して、われらの安全と生存を保持しようと決意した」これは皆さんご承知のことであろうと思っております。では、「平和を愛する諸国民の厚生と信義に信頼して、自国の安全と生存を保持する」この部分が日本国憲法以前にはこうした憲法はなかったでしょうけれども、こうしたものが通用するような歴史は人類史上ない、そう言っているのではないのでしょうか。

また、憲法第2章、「戦争の放棄」ここでは第9条1項で「日本国民は正義と秩序を基調とする国際平和を誠実に希求し、国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とうたい、続く第2項では「前項の目的

を達成するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」というようにうたっております。第1項については古くはパリ不戦条約、そしてこれを継承した国際連合憲章これに準ずるものであり、国際紛争を解決する手段として戦争を放棄する、これについてはいささかの異論もありません。

しかし、第2項についてこれでよいのかと。年をとるにしたがってこの問題を考える。当初この理想を追求していくのが日本国の使命ではないかと思った時代もありました。しかし、やはり年をとるにしたがって考えは変わりました。第二次世界大戦後、今日に至るまで国際連合加盟国家においても民族的対立、宗教上の対立、あるいは経済的利害関係による対立、あるいは政治体制、そうしたものの統治形態の違いによる対立、こうした中で国際間紛争は常に世界のどこかで繰り返されています。

人類史で国家という統治形態が続く限りは、この国家間の紛争というものは絶えることがないと考えるのが正しいのではないかと、そう思っています。そのような国際社会において、東南アジアにおいては第二次世界大戦後、冷戦下、比較的安定した国際状況にありました。冷戦下では米合衆国の保護のもと、長い平和を享受してきました。しかし、冷戦終結後、隣国中華人民共和国の台頭や北朝鮮民主主義人民共和国、この核開発、ミサイル発射あるいは日本国内における日本国民の拉致事件の発生など、領土・領空・領海への侵犯行為のみならず、人的な犯罪行為が行われる時代になっており、国家としての危機管理の問題を改めて我々に突きつけています。

急迫不正の侵害行為に対する防衛行為は、国際法上または国連憲章上も認められているものであり、こうした行為に対する国家としての責務、基本的な対応について憲法に明記されるべきである、そのように思います。そのための憲法9条2項を削除、そして新たな条文の制定が必要であると考えに至りました。

さらにその上で現法の既存法の見直し、いわゆるそうした危機管理に関する既存法の見直し、または新たな特別法の制定、こうしたことをしながら現場をきちんと整え、現場の管理状態をきちんと管理し整える。不測の事態に即時対応できる、そうした体制を整備していくべきであろうというように思っております。

また、自衛隊に関して言えば、これも皆さんご承知のように朝鮮戦争時に設置された警察予備隊を前身としてその後の国際情勢、また米国のアジア戦略、こうしたものが進展していくに伴い、政府の解釈改憲が繰り返される中で現在の自衛隊、専守防衛の範囲の中で能力的な限界はありますけれども、世界有数の軍隊、軍事力となっています。

そして今日、今自衛隊は日本に必要なのか、どう思いますか、こう問われれば、大多数の国民は必要であるとの認識を持たれていることであると、そういう認識があるというようにも思っております。

であるなら、自衛隊を国の軍隊として率直に認め、その上で明確な使命を与えることが必要ではないか。領土・領海・領空、そして国民の生命・財産、これらを守るための自衛隊の活動——軍事活動も含まれます、そうした内容を基本法の中に定めておくべきではないかという意味

で、憲法第2章9条2項及び前文の問題であります、改正が必要ではないかと、そのように考えます。

昨年、自由民主党政権、安倍内閣の成立以降、憲法改正問題がかなりマスコミをにぎわしております。そうした情勢の中で96条改正という手をかえようという話になってはいますが、これについては私は全く大きな関心を持っておりませんので、あえて核心である前文と9条について質問を組み立てさせていただきました。

当然、民主主義国家でございますので、最終的に国民一人一人が判断すべき問題であります。国政の問題であって、国の政治家だけが考えていけばいいという問題ではないと思っております。これからの日本を展望する中で、やはり地方政治家であってもきちんとその考えは持つべきであろうというように考えて、あえて市長に質問をさせていただきます。市長の見解をお伺いしたいと思います。

2 生涯学習推進計画の策定について

2番目、生涯学習推進計画の策定について。生涯学習は市民一人一人が生活あるいは職業能力、こうしたものの向上ですね。あるいはみずからの人生の充実こうしたものを目指して誰もが必要に応じて自分に適した手段や方法で自由に取り組むことができる学習であります。また、学校教育や社会教育、企業内教育などの組織的に行われる教育を初め、家庭教育、スポーツ、文化活動、趣味・レクリエーション活動、ボランティア活動、さらには自分が学んだ成果を地域社会に生かすことや、地域のさまざまな課題を発見し、地域で学びの場を広げること、地域全体で青少年の健全な育成活動に取り組むことなど、学習という言葉にとらわれない幅広い活動もこの生涯学習の中には含まれております。

現代社会においては少子高齢化の進展、情報化社会の進展によるネット犯罪、ネットいじめ、またデジタルデバイド——これは情報格差といわれますけれどもこの問題。核家族化、家族意識の変化による個人社会化、あるいは地域的な結び付きの希薄化。また、青少年や若者の引きこもり傾向など、現代社会には新たなさまざまな課題や問題が生じております。これらの時代の変化をしっかりと受け止め、社会の基盤である人、人をつくることを担う生涯学習、これを通じて人々が良好な人間関係と豊かな人間性を育み、柔軟な思考でみずからが答えを導き出し、そして社会の変化に対応できる生きる力、これを育てていくことが求められていると、このように思います。

南魚沼市教育委員会では、昨年度、生涯教育に関する市民アンケート調査を実施し、市民の生涯教育の利用状況や今後生涯教育に求められる内容、こうしたものを調査いたしました。これらをもとに今年度、生涯教育推進基本計画の策定に今入ろうとしております。新潟県内では新潟市だけがこの基本計画を持っているということでもあります。非常に先進的な内容でもあります。やはり市民社会をきちんと維持していく、より市民の充実した幸せな生涯といえますか、そういったものをこれからもきちんと維持していくためには必要な教育であろうというように私は思っております。今後の取り組みについて、市の見解を伺いたいと思います。

はい、以上で1回目の質問を終わります。

○議 長 腰越 晃君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 腰越議員の質問にお答えを申し上げます。

1 日本国憲法は改正すべきか

非常に高尚なご質問でございますので、どうお答えをすればいいのか、非常に迷っております。おりましたが、ご質問でございますのでお答えをさせていただきたいと思っております。

今議員がお話しいただいたとおり、安倍政権の誕生によりまして、憲法の改正に向けた議論が活発になっているということでもあります。特に安倍総理が最初にやはり第96条の改正ということをおっしゃっているわけでありまして、この3分の1を超える議員が反対すれば議論できない、これはやはり是正すべきだと。ハードルが高すぎるということを常に申し上げているところであります。

その中で、今国民の意識調査をいろいろのところでやっておりますが、憲法改正の発議要件を含めた第96条の改正については、その要件であります衆参議員の3分の2を2分の1にするということについては、反対のほうが賛成をわずかに上回っている。反対だという方が多い。国民はある意味消極的なようなようだというところであります。

それから5月11日、読売テレビの与野党6党議員の討論番組の中で行いました視聴者アンケートでは、10万4,000人の方が回答しておりまして、改憲すべきが68%、すべき場所については96条というところが20%。9条これが17%。全面改正31%という結果が出ておったのを記録しているところであります。

ご質問の憲法を改正すべきか否かと、市長はどう考えているのだということでもあります。私はこのご質問の前文あるいは9条ほか全ての条項について、やはり今後も引き続き議論を十分に重ねていただかなければならない。そういうことの中で順次決着していくものだというふうに考えております。個々の条文だけを取り上げますと、非常に議論が進まない。なかなか前に進まない状況だと思っておりますので、まずは憲法改正の発議要件、96条の改正について、さあどうだということをきちんとやっていくべきだろうと思っております。しかし、それを言いますと、その先にあるものはこれだろうとか、あるいは全部をまとめて議論すべきで、個々の状況を論じるべきではないとかという議論もまた出てくるわけでしょうけれども、そういうことだと思っております。

私はいい、悪いは別にいたしまして、この憲法が未来永劫金科玉条であって、絶対変えてはならないものだという考え方は全く持っておりません。ですから、時代の趨勢の中で国民意識も変わるわけでもあります。その時代にあった部分をきちんとやっていくということは、これは例え憲法であっても当たり前のことだというふうに感じております。今どこがどうこうということは申し上げませんが、改正を絶対してはならないなどという立場には全く立つつもりはございません。

これはご承知だと思いますけれども、日本は当然ですがまだ1回も改正していないわけですが、アメリカが6回、フランスは27回、第二次世界大戦の敗戦国のイタリアで15回、ドイツは58回。ドイツの58回など毎年しているのではないかと思うくらいやっているわけで

ありまして、冒頭触れましたように、この世界の状況が刻々と変わっているわけでありまして。議員がおっしゃったように、危機管理という中で今はもうサイバー対策みたいなものもあります。こういうことも含めると、当然改正はあって然るべき。

そして、96条については、やはりそれは議員発議で憲法が改正できるわけではありませんで、改正を議論、あるいは考える機会を国民に増やすというのは、私はいいことだと思っているのです。ですから、これを2分の1に下げるとするのは、私はそれは大賛成。あとは国民が判断するわけですから、国民が。国民はそう愚かではなくて、そのときどきの情勢を見ながら改正をしたほうがいいのかどうかということは、きちんと判断をしようと思っておりますので、余りにもハードルを上げすぎて全然発議すらできないという状況は、これはやはりある程度払拭していかなければならないというふうに感じているところであります。

これをさせないということになりますと、今言いましたように、国民の皆さんどうですかということすらできないわけですから、もともとはそうなると国民を信用しないのかと、こういうことにもなりかねません。民意という言葉がありまして、ときには愚衆化しますし、ときには非常に賢い判断をすることもありますけれども、ここはやはり憲法ということになりますと、簡単な選挙とは違いまして、非常に国民の皆さんも十分考えながら投票するということをやはり前提として我々は考えますので、そういうことはきちんとやれることをまずやってみようことはいいことだろうと思っております。

2 生涯学習推進計画の策定について

次の生涯教育、これにつきましては教育長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

○議 長 教育長。

○教 育 長 2 生涯学習推進計画の策定について

それでは腰越議員の生涯学習推進計画とは、についてお答えします。まず南魚沼市教育委員会の考える生涯学習推進計画について述べさせていただきます。その後、その生涯学習推進計画をどのように策定を進めていくのかという順番でご説明します。

それでは、一般的に学校教育とはということで、幼児教育から大学まで行われる教育と言われております。それに対峙して生涯学習とは、学校教育を終えた後に行われる学習であるのだから、学校教育と生涯学習は別物であると考える人が多いようです。特に生涯学習イコール退職後に高齢者が行う学習というような誤解が多いようでございます。

しかし、南魚沼市では学校教育は生涯学習の重要な一部と考えています。なぜなら、学校教育は子どもみずからが将来を生きていく上で必要な態度、技能や知識を学び、体得するために行われるものであり、子ども一人一人の個性を尊重しながら子どもの自発的な学習活動を支援するものだからであります。さらにこれからの学校の目指す教育としては、生涯学習を見据えつつ、みずから学び、みずから考える力などの「生きる力」という生涯学習の基本的な資質の育成を尊重することにあるということからも、学校教育は生涯学習の基盤となるべきものと考えております。

よって、生涯学習とは家庭教育、学校教育、社会教育、全てを含むもので、人々が生涯に行

うあらゆる学習を総称するものと考えております。また、生涯学習とは「生涯学習社会」を目指そうという考え方、理念自体を表す言葉でもあります。社会学習社会とはどういうことかと言いますと、人々が生涯のいつでも自由に学習機会を選択して学ぶことができ、その成果を適切に評価される、そういう社会を言います。よって教育委員会の目指す南魚沼市における生涯学習推進計画とは、生涯学習社会推進計画と呼びかえることができると考えております。

それではその生涯学習推進計画をどのように策定を進めるかということでございますが、先ほども腰越議員が言われますように、生涯学習推進計画策定のために昨年12月に市内に在住する満20歳以上の男女2,000人を対象としてアンケートを実施しました。このアンケートを実施するに当たり、社会教育委員の皆さんにアンケート内容を審議していただいてアンケート調査をしました。今年度着手します計画は社会教育委員の会議で審議策定してまいりたいと思っております。先に腰越議員が言われました、県内で策定の済んでいる新潟市においても社会教育委員を中心に作成を進めております。この例にならって進めたいと思っております。

まず、昨年実施したアンケート結果を詳細に分析しまして、社会教育委員全体の意思統一を図りながら、市民が何を望んでいるのかを分析し、市民の考え、ニーズを反映させることが必要だと思っております。また、市の総合計画との整合性を図ることも重要だというふうに考えております。ということで、今言いましたことを重点に置きながら生涯学習推進計画の作成を今年度進めてまいりたいと思っております。以上で説明を終わります。

○議 長 17番・腰越晃君。

○腰越 晃君 それでは、再質問も用意していなかったのですが、答弁をお聞きしまして質問をさせていただきたいと思っております。

1 日本国憲法は改正すべきか

まず、今市長の答弁を伺いまして、世論調査、あと96条についてのお考えは述べられましたけれども、私がお聞きしたかった第2章については、ほとんど言及がなかったということがちょっと残念であります。なかなかどういう考えであるのか、それを述べるのが困難であるのか、そのように拝察をしたところなのです。安倍内閣のやはり大きな目的の1つは、憲法96条を改正して、3分の2発議を2分の1発議にすると。これで柔軟に憲法改正議論ができ、それから改正の機会も出てくるだろうと、時代にあった憲法ということが実現されてくるだろうという大義名分もあるわけです。では、自由民主党はやはり現実的に何を目的としているのかというと、やはり幾つかあると思っておりますけれども、最大の目的は憲法9条の改正であります。これは間違いないことであろうというように思っておりますし、今の日本国憲法をざっと読んでみればわかるように、前文のその部分とあと憲法9条であろうと。

なぜかと言われれば先ほども申し上げましたが、自衛隊そのものが解釈改憲によって、明確な軍事力、軍隊として存在しているという事実であります。それに対する憲法というものが9条2項を見てもらえばわかるように、そうしたものはないと言っているわけです。持たないとも言っているわけです。その整合性をきちんととるということ、そしてそれをきちんとコントロールできる日本国社会に持っていくということ、これがやはり一番重要な問題であろうと私

は認識しております。

また繰り返し言ってしまったような形になりましたけれども、その点についての市長の考えをお伺いしたい。1回目の質問でも申し上げましたけれども、末端の市町村議会議員、市議会議員であっても、やはり日本の国の将来を考える、あるいは憲法を改正する、基本法を改正するということは、国民投票というそのハードルを超えなければ実現できないわけでありまして、そういった意味においてはやはり一地方自治体のリーダーとして、やはり明快な考えを持つべきではないかなと、そう私は思って自分自信考えてきた経緯もあります。

そうしたことを踏まえて、あえて今回の質問に踏み切ったわけなのですけれども、できれば市長のもう少し——96条については理解できましたし、全く反対というか違う意見ではございません。9条について市長の見解を改めてお伺いしたいと思います。

○議長 市長。

○市長 1 日本国憲法は改正すべきか

失礼をいたしました。特に条文ごとにとということが、この96条ということはありませんし、9条はありましたけれども、その9条について確か私が触れなかった。別に意図して触れなかったわけではありません。議員おっしゃったようにこの第2章、「戦争の放棄」第9条の中で、「国権の発動たる戦争と武力による威嚇又は武力の行使は、国際紛争を解決する手段としては、永久にこれを放棄する。」とあります。これはこれでいいと。2項ですけれども、前項の目的を達するためと、こうあります。「前項の目的を達するため、陸海空軍その他の戦力は、これを保持しない。国の交戦権は、これを認めない。」これが解釈の分かれるところでありまして、専守防衛でということであり、軍隊は持てないと。今、軍隊を持てないということにはほぼなくなってきている。自衛隊を軍隊だと認めないという国民はほぼいませんから。それはある意味軍隊だろうとっておりますが、自衛隊とっておりますね。

これはこれで戦争の放棄ということが大前提ですからいいと思うのです。今はまた時代が変わって、国際紛争もあれば、友好国との問題もあれば、あるいは人道上の問題もあれば本当にさまざまなことでありますから、そういうことも含めて日本の国が国際貢献するために、今はPKOこれだけです、これに基づいてやっているわけでありまして。それを国の単独の意志として、例えばあの国に行っていわゆる反対側のほうを支援しながら武力を行使していこうなどということは、これは今はほとんどできることではありません。国連の平和維持活動あるいは国連の中で議論をされて、そのことを受けて例えばアメリカであってもイギリスであっても軍隊を派遣したりしているわけです。アメリカはちょっと違うところがありますけれども。

そういうことですから、今、枠が憲法制定当時とは非常に大きく変わってきていると思うのです。だから、これはこれとして、ここの3項なり何項なりに、やはりいわゆる世界全体の中でのこういう動きの中については、軍隊として国連の要請があれば派遣してもいいとかそういうことを書くべきであって、これは別に2項をどこかにやれなどということは全然考えていません。

だって、前項の目的というのは、「武力による威嚇」や「国権の発動たる戦争」とそういうこ

とがあるわけでしょう。その目的を達成するそういうことのための戦力は、これを保持しないということがあるわけですから、別に矛盾があるか……。余りないような気もしますがけれども、余り深く考えたことがなくてですね。

戦争の放棄は結構でありますし、自衛隊をもう今は防衛省としてもみんなから認めていただいたわけでありますから、この後は陸海空軍の戦力はこれを保持しないと、これをどう解釈するか。内閣法制局がいろいろの解釈をしていますけれども、一般的にはもういわゆる交戦権を持たない。当然ですけれども、そして専守防衛に徹している分についてはこれはこれでいいのだというふうに解釈されているようであります。この辺をどう解釈するかでありますけれども、時代に即応した部分に改正するべきは改正するべきである。

ただ、日本のこれが軍隊としても戦争に巻き込まれる、自分たちの子どもや孫を戦地に送り出すということは、これは非常にじくじたるものがありますから、そういうことにならないような部分もやはりどこかに必要だろうと。だけれども日本だけがいい子になって世界の紛争にも貢献ができない、解決にも貢献ができない。これもまたどうかなといういろいろ悩むところありますけれども、やはり世界的な貢献、そして人道支援、これらについてはある程度明記をして、軍隊として派遣をするということもやむを得ないことがあるのかなという気はしております。

○議 長 17番・腰越 晃君。

○腰越 晃君 1 日本国憲法は改正すべきか

ありがとうございました。市長の考え方は最後の部分を聞いてわかりました。やはり最初の質問の中でも言いましたように、重要なことは例えば集団安全保障というものにすぐ話を進めていって、自衛隊を海外に出すための憲法改正であってはまずいのだと。やはり自衛隊を日本の国の軍隊として認め、この自衛隊の役割というのはどういうものなのだと、そここのところをしっかりとやはり議論をして決めていくことが重要であろうというように考えております。

安倍政権は集団的自衛権ですね、こちらのほうに重点を置いていかなければならないということで、自衛隊を海外に出すということも言っておりますけれども、私はそれを信用しておりません。信用していないというか、安倍政権の本音は別のところにあるのだなというように私は考えております。やはり日本の国、国土、国民を守る、そのために必要な軍事力、これを保持し、使用できるということをやはりきちんとうたうべきであろうと、海外展開というのは次の問題であります。

そうした改正がやはり必要であろうと思いますし、市長が答弁で言われたように、国民的な議論にしていかなければならない。今の現行憲法の9条をそのまま維持していくのか、していくべきなのか。そのためには何ができるのか。あるいは現在の国際情勢を鑑みながらどのような改正が必要なのか。そうしたことが国民のいわゆる茶飲み話で出てくるような、そういうやはり憲法議論が展開されてほしいと願っております。そうした意味においてはやはり安倍内閣が投じた一石というものは大きかったなというように思っていますし、これを消すことなく、国民の間でもしっかりと憲法について意識をしてほしい。そのように願いながら1つ目の質問

を終わりたいと思います。

2 生涯学習推進計画の策定について

2項目目の生涯教育に関してであります。確か昨年の6月にも似たような質問をしたことがあったかと思えます。これはやはり市民各年齢層それぞれの生きていく上においての、いろいろな必要な力というものを求めているのではないかと。であれば、それに応えるようなガイド、教科書、そうしたものを市でつくったらどうかという提案をしたことがあります。それは政治的な問題やそういうものではありません。やはり、幾つになったらいろいろな法律行為ができますよ、個人、成人として取り扱われ、一個人としていろいろな行為ができるようになりますよ、選挙にも行けますよ、税金も納めなければなりません。例えば何かを買う、家を建てる、ローンをするにはこういう仕組みになっていますよ、悪いことをしたらこういうことになりますよ。なかなか学校教育では教えなかったものがそういったところで教えていったらどうなのかなというふうにご提案申し上げたことがありました。

今回、生涯学習ということで市が計画をつくって取り組んでいくということについては、そうした私自身の考えもありましたので、大賛成であります。やはり一人一人の市民がそれぞれ年代層に応じて、あるいは自分の置かれている状況に応じて、やはり何かと問題、課題を持っておられるでしょうし、また地域社会においてもいろいろな意味で関係が希薄化していく、そういう中でももう少し皆で協力し合えるような場面がないのか。あるいは、ひいては最終的に会社を定年退職、リタイヤしたら地域社会のために貢献しようではないかと。そうしたもろもろのやはり市民の学習ニーズ、そうしたものはあるかと思えます。そうしたものにどのようにこたえていくかというのは、なかなか大変な仕事であろうと思っておりますが、やはり計画を策定し、一歩前へ踏み出すということは非常に重要であろうと思っておりますので、ぜひ、教育長、社会教育委員会と言っていますけれども、これをしっかりリードしながら計画策定に向けて進んでいていただきたい、このように希望いたします。何かご意見があればよろしく願います。

○議 長 教育長。

○教育長 2 生涯学習推進計画の策定について

そのように進めてまいりたいと思っておりますが、1点だけ考え方を追加させてもらいたいと思えます。生涯学習というものは、それぞれが自分の夢、例えば英語を覚えたいとかということの実現のためだけを考えているわけではありませんで、やはり自分の夢というのは夢で終わるのですけれども、社会の一員として青少年をどう育てるかだとか、育成という部分に市民として使命感を持って、この南魚沼市を育てたいという部分をこの生涯学習計画に盛り込みたいということです。あえて先ほど説明させてもらったように、生涯学習イコール生涯学習社会の形成だという部分を強調させていただいて、答弁とさせていただきます。以上です。

○議 長 17番・腰越 晃君。できるだけ簡潔にわかりやすく。

○腰越 晃君 2 生涯学習推進計画の策定について

はい、一言だけです。全く今の教育長のお考えに賛同いたします。しっかり生涯学習基本計

画をつくっていただきたいと思います。我々も協力しますということで質問を終わります。

○議 長 休憩といたします。休憩後の再開は3時5分といたします。

[午後2時45分]

○議 長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

[午後3時03分]

○議 長 質問順位7番、議席番号5番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 議長から発言を許されましたので一般質問をしたいと思います。4月から5月の間で塩沢管内で5件の火事がありました。きのうも消防団の集まりがあったそうですけれども、予防に努めていただきたいのと、消防職員初め消防団の迅速な活動に感謝申し上げたいと思います。一般質問に入ります。

1 学校教育について

1つ目の学校教育について。来年は合併10周年を迎え未来を担う子どもたちのために、市内の小学校の校旗を一新してはいかかということ。一新という書き方をしましたけれども、まだ「町立」とついている小学校が市内に何校かあります。そこで、もう合併して10周年を来年は迎えますので、その刺繍だけでも、もう市にするのか、その町立というのを取って何々小学校とするのか。塩沢地区に多く見受けられたりするのですけれども、六日町、大和地区にもそういう町立とついた校旗があると伺っております。それについて問います。

それと学校教育の大項目でここに通告はしていませんけれども、3月の予算のときに質問いたしましたが、バスの中で少女のグループが100円を拾ったと、運転手に渡したと、そして違う子どもが来てその100円をくれと言ってそのお金を渡したという質問をいたしました。そのときの答弁で、その運転手が自分のお金でその子に返したと、そのお金をやったと言っているのですけれども、それについて内容が違うのではないかと。聞いたところによると、子どもが見ていて実際やった金を違う子に渡したと言っております。どっちが正しいのかなという部分。子どもがうそという言い方もおかしいのですけれども、間違っていないのではないかと。そういったことをこの議場で答弁をいただきました。今回質問していないので、しっかりそういう面は調べていただきたいと思います。

2 市内のイベントについて

2番目に移ります。市内のイベントについてでございます。市の職員がどのように市で行っているイベントに関与しているか。話によると、市の職員が10名以上出ているイベントが20件くらいあると聞いております。土日は代休で対応しておりますけれども、祝日に出る職員の方は給料でやっているというふうに聞いておりますけれども、ほとんどの職員以外の方はボランティアで出ていると思っております。そういう中で年に1回くらい職員の方がボランティアで出るようなイベント等があってもいいのではないかと。思うのですけれども、その点を問います。

2番目に移ります。まちづくりやコミュニティで活性化のために、最新式の横に引っ張ると開くテントですね、これを100張りほど買ってはいかかという質問です。市でも大きいイベントのときはかなりテントを使います。この間あったグルメマラソンでは百二、三十張りくら

いお借りしたということですがけれども、お金にして80万円以上かかっている。そういうこともありまして、軽量型で横に引っ張るテントを買えば、すごく便利ではないかと。

これもある人からちょっとヒントをいただいたのですけれども、コミュニティで10張りずつくらい、市で買って置けば、すごく地域の役にも立ちますし、大きいイベントがあるときに市がまとめて、そういったテントを集合して使えば、非常に経済効果もいいのではないかと思います。その点について質問をしたいと思います。以上で壇上での質問を終わります。

○議 長 塩谷寿雄君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 塩谷議員の質問にお答え申し上げます。

1 学校教育について

1点目の校旗の件については教育長に答弁させますので、よろしく願いいたします。

2 市内のイベントについて

2点目のイベントにどの程度関与しているか。その中で休日はあれですし、祝日もいわゆる振替休暇ですか、これでやれるところはやってくださいということをおっしゃいますから、祝日は全部超勤だということではありません。

それから、1回くらいボランティアでということ。市の職員は自分が住んでいる地域でのイベントが、例えば塩沢でトラック市等をおこなっていますね。そういう中では職員はその地域の住民としてイベントに参加していますので、当然ボランティアですね。ですから、職員としてボランティアという部分といいますか、いわゆる給料をもらわないで出なさいということでしょうけれども、対応はそれぞれおこなっています。

そこで、そのイベントということですが、今ほど議員は20件くらいと、確かにそのとおりです。補助金を交付して職員を動員しているイベント等は先般のグルメマラソンから始まりまして、来年2月の歩くスキーフェスティバルになるまで15イベントでございます。これは職員の動員数がそれぞれ全部違いますけれども522人。市の補助金が2,984万円。それから職員動員だけをしているイベント、お祭りは、これは塩沢まつりとか浦佐の山岳耐久マラソンとか、そういうものも含めまして5イベントありましてこれは81人、これは職員だけを動員しているということになります。

そういうことですので、市の職員にも地域のイベント等には、あるいはボランティア活動等には率先して積極的に参加をしてくださいということは申し上げております。ですので、当然そうしているわけでありまして、住民の皆さん方が、私たちはボランティアなのに、あの人は給料をもらっているというのは、そう当たらない部分がありますのでご理解をいただきたいと思っております。

テント100張りの件です。これは今議員おっしゃったように地域コミュニティの中で整えようというのは、それはそれでどうぞ地域コミュニティの中でその予算をうまく活用してお買いいただくというのは、私は結構だと思っております。ただ、市が全部100張りとか200張りを用意してどこかに保管をしながら、イベントのたびにそこから持ち出して使うというのは、これは特に経済的ではございません。片付けも含めて非常に手間がかかりますし、例えば汚れた

とかそういうこともありますので、これは業者からレンタルでやるほうが非常に効率もいいわけです。ですのでそういうふうを考えております。

だから、市として必要な部分は必要な部分としてやらなければならない部分もありましょうが、この100だ200だという部分については、それぞれもし地域コミュニティの皆さん方のほうでそういうことがあれば、それは提案型になるのか何だか……（「提案型ですね」と叫ぶ者あり）提案型予算をうまく活用しながらこれを購入していただければいいものだと思っております。機材の維持管理、汚れの部分とかと、こういうことを含めると、レンタルのほうが圧倒的に私は有利だと思っておりますので、市として全部買えということについてはちょっと検討といえますか、考えておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。以上です。

○議 長 教育長。

○教 育 長 1 学校教育について

それでは塩谷議員の校旗についてのご質問にお答えします。小・中・特別支援学校が現在26校、この4月から支援学校ができて26校あります。そのうちの校旗については旧町名のままになっているのは10校です。例えば「塩沢町立中之島小学校」とかということです。それと最初から学校名のみで、大和町立だとか、六日町町立だとかというのがついていなかった学校が10校あります。そして、南魚沼市立となっている学校が現在6校あります。それで26校のうち合併後に新設または統合した学校が2校あります。新設の総合支援学校は南魚沼市立総合支援学校というふうになっております。しかし、五十沢小学校については「市立」はなくて、シンプルに五十沢小学校のみとなっております。ということで校旗の作成の際の決まりとして必ず自治体名を入れるということではないというふうに理解しております。

それで塩谷議員の言われるとおり、合併後10年を経過しようとしていることから対応しなければならないと考えておりますが、同等のものを新たに購入するには1旗当たり約100万円という高額なお金がかかります。先ほど塩谷議員の言われましたように、旧町名部分を取ったままにするのか、それに南魚沼市というふうに刺繍で変更するのかについてですが、今のところの教育委員会のたたき台としては、やはり取ったままで変になっているよりは、南魚沼市立と刺繍で変更して旧町名が入った部分は修正して、旧町名の入っていない学校はそのままということであればいきたいなというふうに考えています。その場合の費用概算としては1旗20万円、対象校10校、総経費200万円となっております。

それで、来年が合併10周年ということなのですが、10周年事業として全て市でやっていいものかどうかということは今検討しているわけですが、校旗についてはほとんどの学校が同窓会だとか記念事業で旗を作成していますから、その費用の出し方について記念事業だから該当する6校だけはやろうではないかということもなかなか難しいですから、ちょっと複雑な部分がありますので、費用の出し方については今後丁寧に検討してまいりたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから通告外のご指摘について答弁させていただきます。塩谷議員の言われるとおり、教育委員会の調査不足もありまして、もしそのとおり間違っていた答弁をしたとなると、子ども

たちに心の傷を負わせたなということで反省はしていますが、教育委員会としては通学バスでいろいろなことがあるたびにいろいろ後で調査するというのはなかなか難しいわけですね。

今回、こういう提案をされましたから、まずは子どもたちの意見を聞きまして、それについてバスを運行している会社に問合せをしました。そうしたところ、この間答弁したとおり、よかれと思ってああいう会社の決まりに基づいて 100 円は会社に入れて、自分のポケットマネーから 100 円を出したと。それが多分に言われるとおり、拾ったお金をやったかわかりませんが、多分その運転手の気持ちとしては、財布に入れて財布から出したという行為はしないのですけれども、その手続としては会社としてそういうつもりでやったのだというふうに理解していますし、その辺の説明不足だった部分についてはおわびしたいと思います。

ただ、経過した中で、この部分を、子どもたちにどうだった、会社へ行ってどうだったというのを引き続き根掘り葉掘り聞くことがいいのかどうかというふうに考えたときに、そこまではやらないでいこうかなというふうに思っています。その辺もまたきょう特別に通告外で質問されたもので、また教育委員会に戻りましてスタッフ全員とその後の対応について検討してまいりたいというふうに思っております。以上です。

○議 長 5 番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 1 学校教育について

学校の校旗ですけれども、今ほどいい答弁をいただきました。本当にそうやって後援会などいろいろで出している部分もあるのですけれども、合併して旧町というのはいかがなものかと思しますので、やはりお金の出し方は今ほど言われたようにかかると思います。大体替えたところに聞いてみると、十七、八万円くらい刺繍を替えるだけでかかっているそうなのです。でも検討していく課題だとは思っていますので、よろしくお願ひしたいと思います。

通告外のそこに対して答弁いただいてありがとうございます。結構美化をするような話でしたので、真実を伝えていただければと思います。

○議 長 塩谷議員、通告外の質問はここで終わらせてください。

○塩谷寿雄君 はい、終わります。1 番はいいです。もう結構です。

2 市内のイベントについて

2 番にいたしましては、市長はその 1 番の代休、代休と言っていますけれども、代休というのは要は給料ではないですけれども、普通ボランティアというのは仕事を休んで出ているわけなので、そういうことの意味です。給料で終わっているからいいとか、代休だからいいとかという問題ではなく、ボランティアで出てみてはいかがでしょうとかという質問ですが、それについてお答えください。

○議 長 市長。

○市 長 2 市内のイベントについて

ですから、それについて申し上げたとおり、この市で主催している部分についてがどうだということではなくて、全体的な中では地域、あるいは集落、こういうことの中では十分その地域の一員として、ボランティアということの中でやっていただいているものだというふうに私

は思っております。現にそういう現場も幾つも私は見ております。特別ですね、市の職員が指摘を受けるような部分というのは、私はないと思っているのですけれども、もし声がありましたら、また具体的な部分をお聞かせいただいて、何がそういうことになっているのか。これをまたきちんと対応していかなければならないと思っております。

○議 長 5番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 市内のイベントについて

はい、わかりました。いいです。

2番目にいきます。コミュニティで買ったかどうかというテントの話ですけれども、非常に軽量型になると高額でございます。1張り大体10万円から15万円くらいのテントになると思いますし、市長はレンタルのほうがいいのではないかと思いますけれども、レンタルでその業者さんが来て全て出したり片付けたりしてくれればいいですけれども、かなり自分たちでやる部分もある。これはやはり使う部分は今の事業、イベント等を見ているとかなりありますので、これは市で買ったほうが市民的には私は使いやすいのではないかなと思いますけれども、いかがお考えでしょうか。

○議 長 市長。

○市 長 2 市内のイベントについて

確かに15万円とか10万円とかという話がありますが、先ほどこれも触れましたけれども、これは市で例えば全部100なら100用意しておいて、ある場所に保管しておいたとします。どことかは別ですけれども。例えばグルメマラソンのときにそれを使おうということで、これを全部今度は運ばなければならないわけですね。運んで、そしてまた全部それを撤収してそこへ持っていかなければならない。レンタルですと運ぶ必要はない。組み立ては別にいたしまして持ってきてくれますから。ばらしは別にしてそこへ置けば全部ある程度撤収していただいて、そして汚れ等についてもレンタル会社のほうでまたきちんと掃除をしながら保管をするということです。そこまで全部イベントに関連する皆さん方がやらなければならないということになれば、これはなかなか大変なことだと思っております。

市の例えば記念行事的なことの中で市が持っている南魚沼市というテントを使うと、それはそれで結構なのですけれども、それぞれのイベントということになりますと、とても市が全部幕数を用意してやるということは、これはまさに不経済だというふうに私は感じておりますので、これは確かレンタルのほうがいいだろうと。

それから、コミュニティの中で高額と言いますけれども、1地区でどのくらい必要かはわかりませんが、それはそれでまずはやってみていただくということが、私は始まりの一步だと思っております。例えば中之島地区で10張り必要だと、例えばですよ。で150万円だとする。確かそのくらいのお金は提案型の中で出ているわけですね。だから、その年はこういうことをやりますとか、その年はこういうことをと、お金の使い方であれもこれも全部用意をしよう、やってみようということになるとこれは無理ですけれども、やはり計画性を持って提案型事業も使っていただければ、十分ある程度のことには対応できるかなという気がしております。これ

は私の考え方でありますので、また問題点等があったらご指摘をいただければと思っております。

○議 長 5番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 市内のイベントについて

さっき言ったのは、市で買って10張りずつコミュニティに置けば、120張りになるわけです。12コミュニティがあるわけで、そこで市で買って120張りを10張りずつ置けばすごく地元も重宝しますし、でかいイベントとかは自分たちで例えば取りに行ったとしても、軽量型であれば全然苦にならないくらいのものだと思います。そういったでかいイベントには市が関与いたしますし、市のほうからまあまあいろいろコミュニティとイベントとの間をとりもっていただくような、それは必要かと思えます。掃除をするにしても10張りずつのコミュニティであれば、コミュニティにその10張りを渡せばそこでも掃除等は——120張りを掃除するとか管理する、それを持つ建物というものは大変かもしれませんが、そういう考え方もあるのではないかと思います。もう一度答弁のほうよろしく願いいたします。

○議 長 市長。

○市 長 2 市内のイベントについて

これはコミュニティごとに考え方が違う部分があるわけですね。そういうことが必要だと考えるコミュニティと、いやいやテントなどもう十分自分たちの中ではあるからいらぬという方もありますので、市がそこに買い取って全部のところに10張りずつ配布すると、まさに地域コミュニティに我々が介入をする問題ですから、コミュニティ活動の中で必要だということであれば、なおさらその今の提案型事業で買っていただきたい。

市の大きなイベントの中で活用するのだということであれば、さっき言いました。グルメのことを具体的に言いますと、テントが137張り、机が482台、パイプ椅子が800脚、これを大体130万円でレンタルしております。これを全部市のものとしてそろえておいてやるということになると数千万円です。ですから、それは10年たてばそのお金になるではないかと言われるかもしれませんが、その間の運搬からいろいろなことを含めてやれば、まさにレンタルのほうが非常に有効だというふうに考えているということをお知らせしたので、またご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 5番・塩谷寿雄君。

○塩谷寿雄君 2 市内のイベントについて

私は椅子とかテーブルのことは言っていないので、テントだけのことなので……。そうではないと言われるかもしれませんが、それは椅子とかあればかさばりますよ。けれども、テントは利用の価値があるのではないかと質問させていただきました。以上で終わります。

○議 長 質問順位8番、議席番号9番・今井久美君。

○今井久美君 それでは一般質問を行います。

1 婚活支援について

質問事項を婚活支援といたしましたのは、パソコンでほかの市町村の活動を検索するときに

婚活支援とすると、多くの事例を参考にできたからであります。昨年の市長選で嫁婿の話を各地区でしますと、この先集落が成り立たなくなるのではないかと心配する長老方の声がありました。市街地も同様で、非常に深刻な問題なのだということを実感いたしました。選挙戦で勝つためには、もっとインパクトのある市民受けすることを掲げないと勝てないという声もありましたが、徐々に市民に浸透していったと思います。すぐに結果が出る仕事ではありません。地味な根気のいる仕事であります。でも、これからの南魚沼市の根幹を決める大事な仕事であります。各自治体が遠い将来を見据えて取り組んでおります。市政懇談会のテーマ、「みんなで考えよう、人口減少」の途中であり、今ここで明快な答弁は難しいかもしれませんが、3点ほど質問をさせていただきます。

1点目、昨年10月に実施された結婚に関するアンケート結果をどう分析しているかということとであります。

2点目、各市町村の取り組みを見ますと、商工会青年部、青年会議所、婚活支援実行委員会、支援協議会などに委託し、出会いの場を提供するのがほとんどであり、なかなか専門部署を設けて取り組むというのは少ないようであります。大事な仕事であります。職員を配置して本腰を入れて取り組むべきではないか、伺います。

3点目、今、南魚沼市が結んでいる友好都市・協定都市とも連携してお互いの婚活支援を模索できないだろうかということとであります。

2 観光協会の負担金について

大きな項目の2点目、観光協会の負担金について伺います。五十沢地区に観光客からきていただくには、五十沢キャンプ場と三国川ダムに人々が訪れてもらうことです。豊かな自然の中にある温泉旅館も魅力であります。しかし、近年のゲリラ豪雨で三国川ダムを周遊する市道・県道はどこかが通行止めでここ数年ダム湖を一周していただくことはできません。また、五十沢キャンプ場も一昨年の豪雨後指定管理を受けている永松・原・蛭窪の3集落からなる管理組合の解散まで検討されましたが、市及び関係機関のご努力により、本年5月、森のウェディング・オープニングフェスティバルでスタートを切ることができました。

ただ、災害でほかの地に行ったお客を呼び戻すことは容易ではありません。一昨年の夏場の営業ができなく、資金ストックも乏しく四苦八苦の毎日であります。五十沢地区の観光には、目標を持った持続的な活動が大事と考えています。各戸から200円いただく収入約17万円が全てであります。うち7万円、ことしから10万円を市の観光協会へ納めるとほとんど活動ができおりません。市の観光協会の収支を細部まで把握しておりませんが、仕組みを変えて地区の観光のために活動できるようにすべきと思いますが、見解を伺います。

以上、壇上からの質問です。

○議 長 今井久美君の質問に対する市長の答弁を求めます。市長。

○市 長 今井議員の質問にお答え申し上げます。

1 婚活支援について

前段で議員は、昨年の市長選で市民受けをするようなことを言わなければ当選できない、し

かし、我々はあえてこういうことをやってきたということを申し上げました。やや誤解、あるいは曲解。私ともう二人出たわけであります。3人で争いました。市民受けであったか否かは別にして、関心を買うことだけを申し上げて選挙戦を戦ったつもりは全くございません。できないことを言って選挙戦を戦った覚えもありません。

ですから、選挙は選挙として、やはり考え方は選挙が終わって、今なお昨年の市長選挙では我々はこれを言ったとか、そういうことをこの議場でおっしゃるといことは、私はいかななものかと。だとすれば私も反論をしなければなりません。しかし、ここで反論をするということは避けますけれども、どうか重要な立場にいらっしゃる、副議長という重要な立場でありますから、それらを十分考慮してご発言をお願いしたいと思っております。

具体的にお答え申し上げます。アンケートの結果をどう分析したかということでもあります。この分析につきましては、まず結婚の見通しにつきまして未婚者の中では「いずれ結婚をしようと思っている」と答えた方の割合が6割強。それから「結婚はまだ考えていない」と、考えていないということは今は考えていないということでもあります。結婚しようと思っているというふうに肯定的に考えますと9割を超えたところでもあります。

それから「交際中の異性がいる」と回答した方、これは2010年の人口問題研究所の全国調査の率を上回りました。したがって、生涯にやはり結婚をしたい、しようという意味は多くの人を持っているということはわかりました。それから、「結婚することに利点がある」と感じている人も全体の回答者の95%を超えまして、人口問題研究所の全国調査と比較してもこれは大変高い率となったところでもあります。

これらの点は非常に期待が持てる結果、調査結果であります。一方で独身でいる理由の設問では、「自由や気楽さを失いたくない」これが最多数でありました。「現在の生活は気楽で自由だが、結婚後は気苦労と束縛がある」と、こういう回答がございます。こういうことを考えている独身者が多いということでもあります。胸に手を当てて考えさせられる問題であります。

結婚の意思はあるが、結婚に踏み切れないといった方が非常に多いのだらうということでもあります。それから未婚・晩婚の原因については、「自由に生きたい人が増えた」、それから「ひとりでも充実した生活が送れる」こういう人が多くなっております。「対人関係が苦手な方が増えている」、それから「所得が低い若者が増えている」これらが主要な部分であります。

それから「結婚についてどのような支援があればよいか」ということでもあります。この設問に対しましては、「夫婦がともに働き続けられるような職場環境の充実」、あるいは「安定した雇用機会の提供」これが高い割合となっております。ほかには「結婚したほうが有利となるような税制あるいは社会保障」、「結婚や住宅に対する資金貸与・補助支援」とこういうふうが続いておまして、全体的には職場環境あるいは住環境についての支援を求める割合が高いというふうに感じております。

全国の調査結果と比較して見るところ、結婚の意欲がある、子どももできれば二、三人は欲しいというこういう結果が出ましたが、それができない生活環境であったり、それから自由、いわゆる独身でいる中で得られている部分を失いたくないという状況が見て取れたところであ

ります。

人口減少の1つの要因として出生率の低さ、これが挙げられます。出生率が低い原因につきましては、「出産・子育ては経済的負担が大きいから」これが最も高い率であります。それから「仕事と子育ての両立支援体制が整っていないから」これがやはりある程度高くなっております。次いで「結婚年齢が高くなった」、「出産子育ては身体的、精神的負担が大きい」、「結婚して子育てすること以外に、生きがいや価値観を見いだす人が増えた」というふうな順番になっております。

また、既婚者に尋ねました理想の子どもの数は2.6人というふうに出ております。これに對しまして実際の子どもの数は2を下回る、1.99人ということです。このまた2010年の人口問題研究所の全国調査、夫婦調査結果はそれぞれこの2.6人に対して2.4人、それから実際は2.07人お子さんを持っていらっしゃるのですね。ですので、全国調査よりも理想の子どもの人数と実際の人數との差が大きい結果でありまして、この点では残念ながら人口減少傾向は全国レベルよりちょっと高い傾向にある。

これらを踏まえまして今、市政懇談会の中でそういう数値を出しながら、市民の皆さん方と一緒に考えていこうということでやっております。今、12会場ですかね、終わったところでありますが、この「みんなで考えよう、人口減少」ということについての提言、あるいはご質問というのは非常に少ない状況であります。やはり市政全般的な中の問題点とか要望点、こういうことが非常に多い部分がありますが、いずれにいたしましても、これで市政懇談会が終了いたしましたら、まとめをしながら具体的に、どういうふうな手を打っていかねばならないか。今、職員の中で特別チームを立ち上げようということで、若手職員を募集しながらこの問題について、あるいは市全般について検討会を設けていくつもりであります。

そして、委託事業ではなくて職員配置でということではありますが、これは前々からちょっと申し上げておりますけれども、ここで職員を配置をして——ある方からも強く言われました——そういう担当の課を設けると、相談に行きやすい体制を整えろということでもあります。けれども、今こういう現状を見ましても、課を設けて、さあどうぞ、皆さん方悩みがあったらおいでくださいと、これでは全く相談者が来るということにはならないというふうに思っております。

ある意味秘密裏に、そしてきちんと信頼できる方が相談に乗るという体制をどこかでつくっていかねばならないと思っております。余り大げさに公開して、何月何日の何時からどこそこで結婚問題についての相談会を行いますなどと言って、そこに来る方たちはやはり余りそういうことを知られたくないという方も相当多くいらっしゃると思いますので、これらをどう対応すればいいのか。ですので、今担当課を設けるということは特に考えておりません。企画政策課が中心になってさまざまな検討をしていこうということでもあります。

人口問題プロジェクトチームというのを今年度編成して、これからそれぞれ対応、実効性のあるワーキンググループとして提案ができるような体制を整えていきたいと思っております。

各友好都市との連携。これは一方的に私どものほうだけが人口減少があつて、あるいは嫁不

足でということであれば、これは非常に有効だと思うのですが、お互いやはり欲しがらる。そうなりますと、まあ下手をしてですね、今ちょっと声がありましたけれども、さいたま市さんあたりとやってみたらみんな持っていかれたなんてことになりますと、これはその個人のお幸せということを考えればそれでいいかもわかりませんが、市として人口をある程度維持しよう、増やしていこう、減らさない努力をしようということの中では、全く逆効果になるわけです。どこの市町村も確かそうだと思います。

ただ、富山県南砺市、ここが世界遺産の合掌造り集落内での農業体験を通した婚活イベント、これは友好都市の東京武蔵野市とやっているそうであります。武蔵野市のほうに持っていかれるのか、武蔵野市のほうからこの世界遺産の合掌造り、こういうところで農業をやってみるのもいいなと思ってきていただけるのか、ちょっとわかりませんが。今は友好都市と婚活ということについてタイアップをしてお互いやっていこうという気持ちは、今のところは持っておりませんので、ご理解をいただきたいと思っております。

雇用環境の改善、子育て支援の施策、こういうことを一緒になって研究しようということはいいいことだと思っておりますので、それぞれ先進事例等も我々も学びながら、雇用機会の創出や子育て支援策、何が有効なのか、本当に何が有効なのか。でもアンケートを見れば大体わかります。その辺を含めて検討を進めているところであります。

2 観光協会の負担金について

観光協会の負担金でありますけれども、市の観光協会は組織の法人化ということに向けて会費の見直しを行いまして、正会員の年会費を10万円、賛助会費5万円に改正をいたしまして、今年度単独の単協の会員数割の負担金を廃止したところであります。それから、事業負担金の見直しを行いまして、会員から集める会費は、全部で240万円減額になりました。トータルとしては、

五十沢の場合を申し上げますと、会費17万円のうちの7万円——ことしから10万円を南魚沼市の観光協会に納めると地区の活動ができないと、これは確かにそういうことだろうと思っております。けれども、市の観光協会が行う誘客宣伝事業、これは全体的なことを考えながらやっていっているわけでありまして、この経費に対しての単協の会員のほうから事業負担という形で負担いただいているわけでありまして、これがもしなくなるということになりますと、市の観光協会もまた成り立たないということになります。

この観光宣伝の集約、あるいは会員勧誘によります基本的な体質強化、このことはきちんと指導していかなければなりませんし、市としてまだどこまで我々が支援できるかということも模索してまいりますけれども、とりあえずはそういうことで市の観光協会の総代会といえますか、そういうことの中で皆さんから決定をいただいたということでもありますので、ご理解をいただきたいと思っております。

ちなみに、平成25年度の観光予算の内容を若干申し上げます。収入として会費160万円あります。これは全体の3.2%。それから会員の事業負担金が624万円、市の補助金が1,280万円、それから市の委託料が2,700万円。この補助金と委託料を合わせて約8割、78.5%であります。

それから雑入とかということがありまして、合計 5,070 万円で 1 年運営をしているわけであり
ます。

歳出になりますと、事務費的な部分で 645 万円、人件費で 1,725 万円、これが 34% でありま
す。事業費はそれぞれの事業をやるわけでありまして 2,700 万円、これが 53% とこういうことにな
ります。この単協の会費をどんどん下げていくということになりますと、観光協会の今の職
員の給与が払えない状況が出てくる。平成 25 年度は繰越金が 240 万円ありましたので、何とか
今でもやれるのですけれども、26 年度になりますと非常に厳しい状況が出てくるということ
です。

ここで、では観光協会の体質をまた今年度どうするかという問題が浮上してきているわけ
ありますけれども、これらをご考慮していただいて、例えば五十沢でありますと五十沢キャン
プ場、これはまた別個にいろいろの支援をしているところでありまして、三国川ダムの湖畔、
これは公社のほうへも補助金を支出しながら支援をしているところでありまして、五十沢全
体の部分ということを含めると、どこまで五十沢観光協会の皆さん方が事業を考えているのか
わかりませんが、今のところ、そう不備を来しているというふうには感じておりませんけれど
も、その辺は私は実態がわかりませんので、またご指摘をいただければと思っております。以
上であります。

○議 長 9 番・今井久美君。

○今井久美君 1 婚活支援について

冒頭に市長から話がありました件は、ちょっと誤解をしているような点があります。内部に
おいて、市民受けするようなことというのは、ほかの陣営のことではなくて、内部でそういう
話があったということです。そういうことには触れないで、次にアンケートの結果について行
きたいと思えます。

私もこのアンケートの結果を見たときに、幾つかの答えを寄せて約 9 割の方が結婚をしたい
というふうに思っているということで、また結婚の意味についても、好きな人と一緒にいられ
る、また家族が持てる。そういう利点も理解して答えていますので、本当にいい答えが見えた
なというふうに思いました。

そして、これからの結婚の支援についてであります。今、各地区で行われているように、
出会いの場を設けるということもあると思えますけれども、雇用の確保、仕事についてやはり多
くが希望しているということでもあります。

そして、同じ 7 月に行われました市民のアンケートの中で、約 70% の方が人口減少を感じて
いるということと、また、7 割の方がこのまま南魚沼市に住み続けたいというふうにも答えて
おります。政策的には雇用対策がやはり評価が低い。これから市が取り組むべきは雇用対策と
いうふうにもアンケートで答えていますので、この婚活支援については、非常に複合的に考え
て取り組んでいかなければならないことだなというふうに私は思いました。

このことを結果を踏まえて 2 点目に行きたいと思えます。市で専門部署を設けなくていいの
かということでもあります。自治体が婚活支援に取り組まない理由ということで、平成 22 年に地

方行財政調査会というのが調査した結果があります。第一に予算確保が困難だということと、民間の領域を侵す懸念がある、そしてまた施策として効果に限界がある。こういったことを共通のこととして挙げております。

この婚活の支援、戦後男女のバランスが崩れて、自治体を含めてお見合いなども一生懸命やられたのだらうと思います。それから時代が変わってきまして、もうそういう結婚、出会いはお互いの自由意思でやってもらうということで、行政を含めまして個人が介入するのはちょっと控えるというような風潮になってきた。そしてまた今ここで、人口が減少するそういう未婚化や晩婚化が進行しているというときに、やはり地域が、職場が、出会いの場が与えられていないのではないかと。各自治体のほうで出会いの場の復活ということで一生懸命やられていると思います。

いろいろなことが理由だと思いますけれども、中には縁結びの結び課とか婚活応援課といって独自に課を設けて取り組んでいるところもあります。例えば住むところがないという悩みであれば、空き家についての供給システムができていれば相談に乗れる。また、雇用については、職員だから一緒になって考えられる。南魚沼市がやっている、一緒に何かをつくろうということで、実際結ばれた人もいます。成果は上がっている面もあると思いますので、もう一度、職員だからこそいろいろな意味で複合的に取り組まなければならないことについて答えが出していけるのではないかと。そういう気持ちがあります。そういう点で市長にもう1回、直接専門部署を設置すべきではないかという点について伺います。

○議 長 市長。

○市 長 1 婚活支援について

先ほど触れましたように、専門部署を設置した場合、私は逆作用のほうが大きいというふう考えております。ですので、専門部署ではなくて、しかも例えば職員の配置も、結婚についての相談やいろいろの悩み事においていただくわけですから、それ相応の知識と経験を持った方でなければ、入りたての職員をそこに置いておこうなどというわけには全くいかないわけがあります。

では、そういう能力はどこに存在しているか。まあ、なかなか難しいことだと思っております。一般行政とは全然違う部分ですから。ですので、いわゆる婚活支援的なことについては、もう企画政策課でやるわけですね。その中で別に外部委託するなり何なりしながら、専門的な知識や経験を持って、当然秘密はきちんと守っていただくわけでありますけれども、そういうことをきちんと検討するほうが、私は利用する方にとってはいいのではないかと。そういう思いが全く払拭できなくて、課の設置には踏み切れないということを今も申し上げております。職員がどう考えているか、ちょっとそこまではわかりませんが、やはり庁議的な中で話をしましても、職員がその専門的なことに当たるということは非常にやはり疑義があるということは多方の意見であります。

やはり雇用問題は大きく影を落としているものだと思っております。今、仕事に就いていても、結婚してきちんとした生活をしていけるような給与体系にないとかそういう方もいらっし

やるわけですし、きちんとした職を持っていないという方もいらっしゃるわけですので、雇用についてはきちんとした対応をしていかなければならない。

コパルさんの誘致もそういうことの中から始まったわけであります。それから、メディカルタウン構想による新しい産業の創出、そこに市内の皆さんからお勤めいただいて、きちんとした対応ができるようにしていきたい、そういうことを今進めているわけであります。雇用部分についても、一気に急に素晴らしい職場がここにどんと来るといふことにはなりませんので、それを地道にやっていくということだろうと思っております。

住むところの対策とかということについては、これは今のところ私たちの市内に住む場所がないということについては余りないと思っておりますけれども、今は大体結婚されるといわゆる核家族化、核家族世帯になっていくという方がほとんどであります。農家的な長男の結婚であってもほとんど今はそうでありますので、居住関係について、いわゆるこの市内の皆さんはですね。ただ、こちらにおいていただいて結婚するという方についてはどうかというのは、ちょっとわかりませんが、これらもどういう状況があるのか、また改めて調査するべきところは調査していかなければならないと思っております。

議員おっしゃったように、複合的な対策をきちんとやっていく。これ1つをやれば済むという問題ではありませんので、複合的な対策をどうするか、これを企画政策課を中心にまた考えていく、そしてプロジェクトチームもつくっていくということで、ひとつご理解をいただきたいと思っております。

○議 長 9番・今井久美君。

○今井久美君 1 婚活支援について

難しいことですので、こういう話をしても、私も最初直接職員がかかわるのがどうかなというふうに思いましたけれども、実際やっていくといろいろなことが絡んでくるだろう。委託しているとそのままそのことだけに終始しますから、結果についても余り効果がないのではないかなというふうに思います。

最近であれば糸魚川市が「ツヴァイ」というイオンの子会社、東証二部に上がっている民間の婚活支援するところに委託するという話も聞きましたけれども、それはやはりその部分だけをやっておしまい、その人たちがどんな悩みを持っていてどうして結婚に踏み切れないか、そういうところまでたどり着いたとしても問題解決はできないのではないかなというふうに思いました。職員であれば総合的に考えられますから、こういう話をしたわけです。

次に3番目ですが、友好都市との連携。うちのほうでは歴史友好の米沢だとか、深谷とかいろいろなところと提携していますけれども、要するにうちのお嫁さんが持っていかれては何もならないという話で、それはお互いですね。やはりやってみなければわかりませんし、うちのほうに来ていただけるかもしれません。うちの中にそんな魅力的な部分がないわけではないのですから、かえって都会のほうよりはうちのほうにメリットがあるのだらうなというふうに思います。

長野県の川上村というところがあって、人口問題の調査で30年後、生産人口が落ちないとい

うふうに出ていました。高原野菜をつくっている、そういう生産をしながら、やはり出会いは農業をしながら一緒になった。そういう例で、これからもそういう活動が続くだろうということで生産人口は落ちないという結果が出ています。うちも日本一の米をつくる場所ですから、農業を絡めてやはりいろいろな部分にアピールできる立地にあるわけですから、そういうことを考えてみるのもいいのではないかなというふうに思いました。

議員になったときに、先輩議員からこの結婚を後押ししようということで、出雲クラブというのができました。私も相談を受けていましたけれども、申し込みが男性ばかりだと、女性が全然ないというようなことで、なぜか自然消滅してしまいました。

人生、生まれてきて家庭を持たない、人生の伴侶を持たないというのでは、やはり寂しすぎます。二人の間に何とか子どもも設けてもらって、生まれてきてよかったなというふうになってもらいたいと思うのです。それが行政の努めでもあろうかと思います。人口減少問題は婚活支援だけが後押しではありませんけれども、これからもひとつしっかり考えていってほしいと思います。

2 観光協会の負担金について

観光の負担金についてであります……（「それはもう答弁はいいのですか」と叫ぶ者あり）いいです。旧六日町の時代に私の地元で裏坂戸観光協会というのがありました。そこでいろいろな活動をしておりましたが、当時六日町でありましたから六日町の観光協会に負担金として、五十沢の観光協会がそういうものを納めるということでありましたけれども、裏坂戸というのは、さしたる収入もない協会でしたので、会長が代わるときに、そんな難儀までしてまた自分のポケットマネーも使ってやらなければならないのならやめようということで、会長の受け手がなくて消滅してしまいました。そうなってしまったら元も子もないと思うのです。

今、春先、五十沢では新しい区長さんが決まって、こういう負担金を納めてもらっているところの会長や責任者が出て会計報告をいたします。そのとき、やはり苦しいのですね、こういう状況が。私はオブザーバーとして参加させてもらっていますけれども、みんなから集めたお金が有効に活用できる、市の観光協会がみんなのためにこんなふうに役立っているということまでも説明しないとわかりませんから、そういう意味では目立って五十沢のためになっているというふうにはなかなか現状では言い切れないわけです。

そういうことで、ことし会長が変わりましたが、なくなってしまったら元も子もありませんので、もう一度、六日町時代から続いているのかもしれないかもしれませんが、仕組みというものを改めて、集めたお金が地元の観光のために役立つというふうにならないものかなと思っています。もう一度答弁をお願いします。

○議 長 市長。

○市 長 2 観光協会の負担金について

観光協会のほうにつきましては、それぞれの単協で地域の事情が違うわけですね。確か城内も各戸から集めていますね、それを納めている。そして、城内観光協会というのはある意味八海山スキー場を中心にしてやっている。五十沢の場合はさっき議員が触れていただきましたよ

うに、キャンプ場あとは三国川ダムの湖畔ですね。ここで五十沢観光協会が例えば市の観光協会から——例えばですよ——外れて、この17万円の中でダムのこと、あるいはキャンプ場のことを全国的に宣伝をしたり、活動をしたりしていこうとしますと、これは全くお金として用をなさない部分になってしまいます。

負担金を10万円納めて、市の全体的なことの中で五十沢のキャンプ場にも相当——これは固有のものもありますよ、固有のものもありますけれども、相当おいでいただいている。夏休みのときの子どもの部分とか、これも全部その成果であります。三国のダム周辺につきましても、今、芝のグラウンドを使用する部分とか、こういうことは全部やはり観光協会との連携の中でやっているわけであります。そう考えればある意味単協として、では何をしようとしているのか。単協としてその10万円がなくなって、17万円があるからでは何ができるのか。このこともやはり地域の皆さんからお考えいただかないと、ただ集めた金を本部に取られているだけで何もないではないかというふうに捉えられると、これは非常に何ていいますかね、何でこうなるのだということになると思うのです。

ですから、五十沢キャンプ場、三国のこれはまた別個に活動しているわけですから、そういう皆さん方が区長会議やそういうところにおいでいただいて、いや実はこういうことで我々もここでこれだけはやっていると、これだけお客から来てもらっているのだということをやはり申し上げるべきではないかと思えます。それでもなおかつこれが高い、あるいはもう脱退だということになればそれは仕方ありませんけれども、それは17万円のうちの10万円というのは高いです。けれども10万円という部分はその地域にとってそれ相当以上の効果をあらわしているというふうに私は感じております。問題は我々が言うことではなくて、本来観光協会の中でそういうことをきちんと議論し合いながらやっていくわけでありまして、観光協会としては、それが煮詰まったから今年度からそういうふうにしたのだと思っております。またいづれそこらの経緯をよく確認した上で、問題点があるとすればそれを正していかなければならないと思っております。

○議 長 9番・今井久美君。

○今井久美君 2 観光協会の負担金について

意味は確か、旧六日町のときもそんな意味合いで負担金を納めていて、全体的にはみんな各地区のためになるのだということだったと思えます。そういうことが代々になってきますと、どうしても薄れてきます。特に市の観光協会になって、わかる人はわかるのでしょうかけれども、区長さんも毎年新しい人に変わります。そうなると、会長がそれをすばっと答えられないとこういう話が出てしまうのですね。そういうことで、私も深く理解していなくてわかりませんでした。全体的にはこういうメリット、こういうふうなことをアピールしてもらっているのだというようなことを、単協の区民にもわかるように五十沢の会長が努めなければいけないのかもしれない。市の観光協会に指導もしてもらいたいと思えます。そういうことをお願いして、質問を終わります。

○議 長 お諮りいたします。本日の会議はこれで延会したいと思えますが、ご異議ご

ございませんか。

(「異議なし」と叫ぶ者あり)

異議なしと認めます。よって本日はこれで延会することに決定しました。

○議 長 本日はこれで延会いたします。次の本会議はあす6月18日、午前9時30分、当議事堂で開きます。大変ご苦労さまでございました。

[午後4時11分]